

經理問題特別調査結果報告書

【追加調査分】

平成 21 年 12 月 18 日
千 葉 県

目 次

1 調査の実施結果等	1
（1）平成15年度～19年度の詳細な調査等	1
① 「g」からの分類変更	1
② 「f」の設定	1
③ 本県独自の分類（「a」から「d」）の対象や条件に係る文言修正	1
④ 職員の処分基準の修正	2
（2）平成20年度需用費追加調査	3
① 平成20年度定期監査の監査結果	3
② 追加調査の実施方法	3
③ 追加調査の結果概要	4
④ 本県独自の『不適正』の分類（納品ベース）	6
⑤ 会計検査院準拠区分（支出ベース）	11
⑥ 独自調査の結果と監査報告書の比較（平成20年度分）	15
（3）不適正処理額の全体額（平成15年度～20年度の累計）	17
① 本県独自の分類（納品ベース）による集計結果	17
② 会計検査院準拠区分（支出ベース）による集計結果	17
（4）需用費以外の科目の調査	20
① 調査実施の背景	20
② 貸金調査	20
③ 旅費調査	22
④ 委託料調査	23
⑤ 使用料及び賃借料調査	25
⑥ 需用費以外の科目調査に係る不適正処理額の分類	27
（5）預金通帳の追跡調査	28
① 通帳の性格による仕分け	28
② 用途による分類	28
（6）平成14年度以前の調査	31
（7）国庫返還金	32
（8）業者プール金の返還	33
（9）職員等からの返還金	34
① 職員返還の基本的考え方	39
② 返還総額	39
③ 前・元特別職及び管理職の返還額	39
④ 返還方法	40
⑤ 返還概要図	41
（10）特別職の責任及び職員の処分・告訴等	42
① 特別職	42
② 一般職の職員	42
③ 警察への告訴及び今後の対応	50
④ 処分等の実施時期	51

(11) 不適正な経理処理の原因	・ ・ ・	53
① 賃金調査	・ ・ ・	53
② 委託料調査	・ ・ ・	53
③ 使用料及び賃借料調査	・ ・ ・	53
④ 経理処理全般		
(12) 改善策・再発防止策	・ ・ ・	54
① 職員の意識改革	・ ・ ・	54
② 物品調達・物品管理システム等の見直し	・ ・ ・	55
③ 予算執行等の見直し	・ ・ ・	56
④ 内部牽制の強化	・ ・ ・	57
⑤ 国庫補助事業の事務費に関する改善事項	・ ・ ・	58
(13) 不適正な経理処理で取得した物品等の取扱いに関する進捗	・ ・ ・	59
① 保有している現金及び預金	・ ・ ・	59
② 保有している金券類	・ ・ ・	59
(14) 公社等外郭団体の調査	・ ・ ・	61
2 県立学校に係る調査等	・ ・ ・	62
(1) 需用費調査	・ ・ ・	62
① 調査の実施方法	・ ・ ・	62
② 調査の結果	・ ・ ・	62
(2) 需用費以外の科目の調査	・ ・ ・	65
① 賃金調査	・ ・ ・	65
② 旅費調査	・ ・ ・	65
③ 使用料及び賃借料調査	・ ・ ・	65
(3) 業者プール金の返還	・ ・ ・	66
(4) 職員等からの返還金	・ ・ ・	66
① 職員返還の考え方	・ ・ ・	66
② 職員等の役職に応じた返還額	・ ・ ・	66
(5) 職員の処分	・ ・ ・	67
(6) 不適正な経理処理の原因	・ ・ ・	67
(7) 改善策・再発防止策	・ ・ ・	67
3 「千葉県経理問題特別調査外部審査委員会」による検証作業	・ ・ ・	68
(1) 外部審査委員会の開催状況等	・ ・ ・	68
(2) 検証作業における主な論点	・ ・ ・	68
参考資料		
コンプライアンス推進のための今後の取り組み	・ ・ ・	70

1 調査の実施結果等

(1) 平成15年度～19年度の詳細な調査等

平成21年9月9日付け「経理問題特別調査結果報告書」（以下「平成21年9月の報告書」という。）の公表以降、使途が不明なもの（「g」分類）等について、詳細な調査を行った。

その結果として、不適正の分類や処分基準について、主な変更点は以下のとおりである。

① 「g」からの分類変更

「g」分類については、引き続き、人事当局において職員等からの聴き取り等の詳細な調査を行った。その結果、納品等の内容が判明し、「g」分類からその他の分類に変更すべき案件が確認できたため、分類を変更した。

なお、「a」、「d」分類に変更されたものはなかった。

② 「f´」の設定

「g」分類として整理していたもののうち、現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているものや、返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているものについては、新たに「f´」として分類した。

「g」分類の分類変更の概要

(単位：千円)

	平成21年9月 報告時点の 「g」分類	人事当局による調査を踏まえた分類変更先						分類 変更額 合計	他の分類から 「g」分類と なったもの	変更後の 「g」分類
		「b」分類 に変更	「c」分類 に変更	「e」分類 に変更	「f」分類 に変更	「f´」 分類に変 更	県への納品 ではないこ と判明し たもの等			
総務部	5,976		215		2		39	256		5,720
総合企画部	919							0		919
健康福祉部	580		510					510		70
環境生活部	69							0		69
商工労働部	1,807		110		29			139		1,668
農林水産部	32,516		144				18	162	1,225	33,579
県土整備部	48,310	50	257	44	669	1,825	33	2,878	87	45,519
教育庁	1,196				99	737		836		360
病院局	3,219							0		3,219
合計	94,592	50	1,236	44	799	2,562	90	4,781	1,312	91,123

③ 本県独自の分類（「a」から「d」）の対象や条件に係る文言修正

本県独自の不適正の分類（「平成21年9月の報告書」6ページ参照）の考え方のなかで、「a」から「d」分類の対象について「物品」又は「物品（備品等）」となっており、また「c」及び「d」分類の条件についても「現物を確認」との表現になっていたが、「筆耕手数料」や「備品等の廃棄手数料」など、

物品ではないものについても分類しているため、その表現を「物品」、「物品（備品等）」、「現物を確認」から、それぞれ「物品等」、「物品（備品等）等」、「現物等を確認」に修正した。

本県独自の『不適正』の分類〔納品ベース〕（修正後）

分類	考え方	例示
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品等であるが、経理処理として不適正なもの	消耗品全般
b	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	消耗品全般
c	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、現物等を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）	業務用パソコン、デジカメなど
d	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物等を確認できないもの	所在不明の業務用ロッカーなど
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	将棋盤など
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの	賞品、飲食物など
f ^イ (新設)	ア 現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの イ 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの	現金・預金又は金券類
g	その他、個人的な費消があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	個人的な費消があった電化製品など

④ 職員の処分基準の修正（44～45 ページ対照表参照）

「g」分類の具体的な事例をもとに処分を検討したところ、「平成 21 年 9 月の報告書」（35 ページ参照）で示した処分の基準の分類を修正する必要が生じた。

(2) 平成20年度需用費追加調査

① 平成20年度定期監査の監査結果

平成21年9月25日に監査委員から平成20年度定期監査の監査結果報告がなされた。その中で、平成20年度会計においても不適正な経理処理が認められ、「関係各部局及び機関においてはさらに実態を調査し、早急に必要な措置を講ずるとともに、問題点を把握し二度とこのような事態を発生させないよう再発防止に向けた取組を行うべきである」と指摘されたことから、直ちに追加調査を実施することとした。

② 追加調査の実施方法

ア 対象所属 262 所属

(ア) 知事部局：217（本庁 80、出先機関 137）

(イ) 行政委員会等：45

教育庁 27(本庁 12、出先 15)、国体・全国障害者スポーツ大会局 4、出納局 1、議会事務局 5、選挙管理委員会事務局 1、監査委員事務局 2、人事委員会事務局 2、労働委員会事務局 1、海区漁業調整委員会事務局 1、収用委員会事務局 1

※1 教育庁の県立学校、公営企業等（水道局、企業庁、病院局、警察本部）については、各任命権者による自主的な調査を要請した。

※2 警察本部においては、独自に国費支出等（平成15年度～20年度）について、調査を行っている。

イ 対象科目 需用費のうち、主として消耗品費

ウ 調査手法

(ア) 原則として、平成21年6月17日付け監査調第214号「平成20年度会計に係る定期監査・決算審査における追加調査について（依頼）」（監査委員事務局）のとおり、次のいずれかに該当する事務機器業者との取引を対象とする。

(a) 平成15年度～19年度までに、累計100万円以上の支出があった業者のうち、平成20年度においても取引があった業者

(b) (a) に該当せず、平成20年度に20万円を超える取引があった業者

(c) (a) 及び (b) に該当する業者がない場合は、平成20年度に最も取引額が多かった業者

(イ) 選定した業者の帳簿と県の支出伝票等を突合し、内容を確認する。

(ウ) 自主調査・自己申告を基本とするが、現物確認を行うなど実地調査等を実施する。

(エ) 需用費以外の科目についても不適正な経理処理があった場合には、同様に自主調査・自主申告の対象に含める。

(オ) 平成15年度～19年度において、不適正な経理処理が多く認められた所属、個人及び業者については特に注意を払うなど、リスクアプローチの

観点を取り入れた調査を行う。

③ 追加調査の結果概要

平成 20 年度分の需用費調査は、需用費のうち、主として消耗品費の支出 983 百万円をベースに、業者から提供された帳簿との突合を行い、平成 15 年度から 19 年度における調査と同様の手法(「平成 21 年 9 月の報告書」4 ページ参照)により、不適正な経理処理の実態を明らかにしたものである。

この結果、不適正処理額は 312 百万円 (31.8%) であり、396 所属中 305 所属 (77.0%) において、不適正な経理処理があることが確認された。

このうち、業務に使用したもの(「a」から「d」分類)が 308 百万円 (98.7%)、それ以外のものが 4 百万円 (1.3%) となっている。

また、平成 15 年度から 19 年度において、不適正な経理処理が多く認められた所属等については、特に注意を払って調査を進めたところ、使途が不明なものは確認されなかったが、個人的な費消(「g」分類)が、1 百万円確認された。

平成 20 年度で「g」分類の額が、大幅に減少しているのは、

- 昨年、12 道府県において、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助金に係る事務費について、会計検査院による検査が行われ、その結果、全ての道府県において不適正な経理処理が行われていたことが、昨年 10 月の新聞報道で明らかになったこと
- これを受け、本県においても平成 20 年 10 月から経理処理に関する抽出調査が始まったこと
- さらに、平成 21 年 2 月に職員が逮捕された公金詐取事件を受け、経理処理が集中する平成 20 年度末の前に、全庁的に経理処理の適正化について周知徹底が図られたこと

などと思われる。

ア 対象所属 (平成 20 年度分の需用費調査)

	部局名等	所属数	備考
全庁調査	知事部局	217	
	教育庁(県立学校を除く)	27	
	行政委員会等	18	
	(小計)	262	
公営企業等	水道局	15	
	企業庁	15	
	病院局	8	
	警察本部	96	
	(小計)	134	
合 計		396	

イ 本県独自の分類（納品ベース）による集計結果（平成20年度分）

不適正処理額 312百万円 【集計値+推定値】 （不適正処理率31.8%）

（金額の単位：百万円 分類：2ページ参照）

	調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							
					a	b	c	d	e	f	f	g
知事部局+行政委員会等	595	262	289	234	69	139	76	2	0.5	1	0.6	1
	比率		48.6%		11.6%	23.3%	12.7%	0.3%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%
	(比率)		(100%)		(23.9%)	(48.1%)	(26.3%)	(0.7%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.3%)
公営企業等	388	134	23	71	8.3	12	2.5	0	0.1	0.1	0	0
	比率		5.9%		2.1%	3.1%	0.5%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	(比率)		(100%)		(36.0%)	(52.3%)	(10.8%)	(0.0%)	(0.6%)	(0.3%)	(0.0%)	(0.0%)
合計	983	396	312	305	77	151	78	2	0.6	2	0.6	1
	比率		31.8%		7.9%	15.3%	8.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	(比率)		(100%)		(24.7%)	(48.3%)	(25.2%)	(0.6%)	(0.2%)	(0.5%)	(0.2%)	(0.3%)

ウ 会計検査院準拠区分（支出ベース）による集計結果（平成20年度分）

不適正処理額 110百万円 【集計値+推定値】 （不適正処理率11.2%）

（金額の単位：百万円 分類：「平成21年9月の報告書」5ページ参照）

	調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）					
					預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入
知事部局+行政委員会等	595	262	95	206	22	24	13	2	32	2
	比率		16.0%		3.7%	4.1%	2.2%	0.3%	5.4%	0.3%
	(比率)		(100%)		(23.2%)	(25.2%)	(13.7%)	(2.1%)	(33.7%)	(2.1%)
公営企業等	388	134	15	71	0	4	3	0	4	4
	比率		3.8%		0.0%	1.0%	0.8%	0.0%	1.0%	1.0%
	(比率)		(100%)		(0.0%)	(26.7%)	(19.9%)	(0.0%)	(26.7%)	(26.7%)
合計	983	396	110	277	22	28	16	2	36	6
	比率		11.2%		2.2%	2.9%	1.6%	0.2%	3.7%	0.6%
	(比率)		(100%)		(20.1%)	(25.6%)	(14.2%)	(2.1%)	(33.1%)	(4.9%)

④ 本県独自の『不適正』の分類(納品ベース)

平成 20 年度分の需用費調査についても、平成 15 年度～19 年度分の全庁調査と同様に、納品に着目し、対象業者から提出のあった帳簿等からの情報により、「不適正」な納入物品等の分類を判定した。

不適正の分類を「a」から「g」とし、その集計額は 302,685 千円である。

「会計検査院準拠区分(支出ベース)の状況」の不適正処理額の集計値(100,383 千円)よりも数字が大きくなっている理由としては、プール金からの納入があること等による。

なお、業者帳簿が入手できなかった部分については、県の支出伝票との突合により不適正処理額を集計することができなかったために、平成 15 年度～19 年度分の全庁調査と同様の手法(「平成 21 年 9 月の報告書」11 ページ参照)により、不適正処理額を推計した。

推定額を加えた平成 20 年度分の不適正処理額総額は 312,076 千円で、調査対象額 982,651 千円に対する不適正処理率は 31.8%となる。

需用費調査(納品ベース)の集計結果

(金額の単位:千円)

	①調査対象額	②不適正処理額 (集計額)	③不適正処理額 (推定額)	④不適正処理総額 ②+③	⑤不適正率 ④/①
平成 20 年度	982,651	302,685	9,391	312,076	31.8%

《全体的な傾向(平成 20 年度分)》

平成 20 年度についても、平成 15 年度から平成 19 年度と概ね同様の傾向が見られた。

- 不適正の分類「b」が全部局通じて一番多く、不適正分類全体の 48.3%、総額 150,774 千円となっている。
- 消耗品同士であれば許されるという安易な意識で不適正処理を行っていた。
- 需用費の支出から備品を購入しているケースも多く、所属で見受けられた。
- 一部の所属においては、業務とは無関係な物品の納入があった。

ア 集計値による不適正処理額（納品ベース）（平成20年度分）

不適正処理額 302,685千円 【集計値】

（金額の単位：千円）

不適正 処理額 合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							
	a	b	c	d	e	f	f'	g
302,685	73,974	146,740	76,534	1,728	626	1,474	602	1,007
100%	24.4%	48.5%	25.3%	0.6%	0.2%	0.5%	0.2%	0.3%

《各部局別内訳》

（金額の単位：千円）

部局名	不適正 処理額 合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							
		a	b	c	d	e	f	f'	g
総務部	27,345	12,087	9,282	5,798	30	75	73	0	0
総合企画部	6,104	1,686	3,097	1,284	0	12	25	0	0
健康福祉部	45,876	19,135	17,755	7,385	1,479	84	38	0	0
環境生活部	9,280	786	6,223	2,268	1	2	0	0	0
商工労働部	5,939	2,972	1,358	1,572	0	4	33	0	0
農林水産部	71,981	9,172	39,700	21,359	123	192	428	0	1,007
県土整備部	75,956	8,613	43,613	22,530	55	102	801	242	0
教育庁	37,005	10,966	13,759	11,860	40	19	1	360	0
その他行政委員会等	681	416	239	26	0	0	0	0	0
知事部局＋行政委員会等分計	280,167	65,833	135,026	74,082	1,728	490	1,399	602	1,007
水道局	6,179	878	5,269	32	0	0	0	0	0
企業庁	812	95	385	254	0	3	75	0	0
病院局	6,760	3,814	1,410	1,536	0	0	0	0	0
警察本部	8,767	3,354	4,650	630	0	133	0	0	0
公営企業等計	22,518	8,141	11,714	2,452	0	136	75	0	0

イ 推定値を加えた不適正処理額（納品ベース）（平成20年度分）

不適正処理額 312,076千円 【集計値+推定値】

不適正処理率 31.8%

（金額の単位：千円）

調査対象額	不適正処理額合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）								不適正処理率
		a	b	c	d	e	f	f'	g	
982,651	312,076	77,168	150,774	78,531	1,823	645	1,507	612	1,016	31.8%
比率 (比率)	31.8% (100%)	7.9% (24.7%)	15.3% (48.3%)	8.0% (25.2%)	0.2% (0.6%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.5%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.3%)	

《各部局別内訳》

（金額の単位：千円）

部局名	不適正処理額合計	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）								不適正処理率
		a	b	c	d	e	f	f'	g	
総務部	29,249	12,928	9,928	6,201	33	80	79	0	0	26.8%
総合企画部	7,099	1,961	3,601	1,494	0	14	29	0	0	41.3%
健康福祉部	48,692	20,310	18,845	7,838	1,568	90	41	0	0	56.7%
環境生活部	9,690	820	6,498	2,368	1	3	0	0	0	39.5%
商工労働部	6,507	3,255	1,488	1,723	0	5	36	0	0	36.2%
農林水産部	72,609	9,252	40,047	21,545	124	194	431	0	1,016	48.3%
県土整備部	76,616	8,687	43,992	22,726	56	102	809	244	0	65.8%
教育庁	37,856	11,218	14,076	12,132	41	20	1	368	0	53.4%
その他行政委員会等	706	432	247	27	0	0	0	0	0	28.0%
知事部局+行政委員会等分計	289,024	68,863	138,722	76,054	1,823	508	1,426	612	1,016	48.6%
水道局	6,520	927	5,560	33	0	0	0	0	0	13.8%
企業庁	879	102	417	276	0	3	81	0	0	5.9%
病院局	6,858	3,911	1,411	1,536	0	0	0	0	0	7.2%
警察本部	8,795	3,365	4,664	632	0	134	0	0	0	3.8%
公営企業等計	23,052	8,305	12,052	2,477	0	137	81	0	0	6.0%

ウ 分類別概要（平成20年度分）

「a」分類について

- 「a」分類は213所属で73,974千円が確認された。推定値を加えた金額は77,168千円である。不適正分類全体の24.7%を占めている。翌年度納入によるものが多い。

「b」分類について

- 「b」分類は261所属で146,740千円が確認された。推定値を加えた金額は150,774千円である。不適正分類全体の48.3%を占めており、分類別では最も金額が多い。

「c」分類について

- 「c」分類は173所属で76,534千円が確認された。推定値を加えた金額は78,531千円である。不適正分類全体の25.2%を占めている。
- 備品購入費の不足により、本来他科目からの流用手続きを行うべきところ、それが煩雑との意識から、安易に需用費による差替えやプール金から、パソコンやプリンターなどの備品を購入している事例が多く所属で見られた。

「d」分類について

- 「d」分類は11所属で1,728千円が確認された。推定値を加えた金額は1,823千円である。不適正分類全体の0.6%を占めている。
- 業務上必要なデジタルカメラを購入し業務に使用していたが、現物を確認できなかった。

「e」分類について

- 「e」分類は88所属で626千円が確認された。推定値を加えた金額は645千円である。不適正分類全体の0.2%を占めている。
- 一部の所属において、職員が利用するコーヒーメーカー、電子レンジや加湿器などの納品があった。

「f」分類について

- 「f」分類は55所属で1,474千円が確認された。推定値を加えた金額は1,507千円である。不適正分類全体の0.5%を占めている。
- 納品の内容は、本来所属の親睦会や個人で用意すべきお茶、コーヒー類や香典袋が多数となっている。

「f」分類について（新設）

- 「f」分類は3所属で602千円が確認された。
- この分類で計上している現金・預金は、「平成21年9月の報告書」22ページ、「現金等の保有の状況」で報告した「現金・預金」に含まれている。

部局名	納品内容	納品額 (税込)	概要
県土整備部	返金（プール金から現金で納入したもの）	30,000円	手数料3千円を除く3万円を返金させ、使用せずにそのまま所属で保管していた。
県土整備部	記念品	211,800円	手数料52,470円を除くビール券211,800円分を換金し、使用せずにそのまま所属に残っていた。
教育庁	収入印紙	360,000円	納品（収入印紙40万円）後、当時の担当者が換金し、換金手数料4万円を差し引いた36万円全額が現金として所属に残っていた。

「g」分類について

- 「g」分類は1所属で1,007千円が確認された。推定値を加えた金額は1,016千円である。不適正分類全体の0.3%を占めている。
- 「g」分類について、以下のとおりの事例があった。

部局名	納品内容	納品額 (税込)	概要
農林水産部	損害額相当品 (平成20年度の支出行為)	1,007,212円	平成21年2月に公金詐取事件で逮捕された元職員が行ったもの。この案件については業者の帳簿がないため、不明額となるところであるが、裁判で詐欺罪とされた元職員が処理した支出伝票の金額（1,064,857円）から、その後の調査で所属への納品が確認された金額（57,645円）を差し引いた金額をg分類の額とした。なお、損害額（1,007,212円）については、本人から県へ返済済みである。

⑤ 会計検査院準拠区分（支出ベース）

会計検査院が実施している検査に準拠し、県からの支出ベースで、不適正の区分をしたものである。

今回の追加調査（独自調査）においては、平成 20 年度分の需用費調査対象額 982,651 千円に対して、突合できたもの（取引業者の帳簿等と支出伝票が突合できたもの）の額は 908,511 千円で、支出ベースの不適正処理額は 100,383 千円、不適正処理率は 11.0%である。

なお、独自調査において、業者帳簿が入手できないために突合できなかったものの額は、74,140 千円で、その比率は 7.5%となっている。

そこで、平成 15 年度～19 年度の全庁調査と同様の手法（「平成 21 年 9 月の報告書」16 ページ参照）により、業者帳簿が入手できなかった部分の不適正処理額を推計した。

推定額を加えた平成 20 年度分の不適正処理額の総額は 109,778 千円で、調査対象額 982,651 千円に対する不適正処理率は 11.2%となる。

需用費調査（支出ベース）の集計結果

（単位：千円）

	①調査対象額	②不適正処理額 (集計額)	③不適正処理額 (推定額)	④不適正処理総額 ②+③	⑤不適正率 ④/①
平成 20 年度	982,651	100,383	9,395	109,778	11.2%

《全体的な傾向（平成 20 年度分）》

不適正の態様別区分で最も多かったものは、翌年度納入で、不適正処理額全体の 33.1%を占める。次いで、一括払いの 25.6%、預け金の 20.1%の順となっている。

なお、平成 15 年度から平成 19 年度においては、預け金が全体の 68.4%を占めており、次いで一括払いが 15.7%、翌年度納入は 8.6%（「平成 21 年 9 月の報告書」19 ページ参照）となっていた。

ア 集計値による不適正処理額（支出ベース）（平成20年度分）

不適正処理額 100,383 千円【集計値】
 不適正処理率 11.0 %
 調査対象額 982,651 千円 (①+②)

(金額の単位：千円)

突合できたもの ①	不適正 処理額 合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正率	突合できな かったもの ②
		預け金	一括払	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
908,511	100,383	20,352	26,018	14,370	2,168	32,619	4,856	11.0%	74,140
比率 (比率)	11.0% (100%)	2.2% (20.3%)	2.9% (25.9%)	1.6% (14.3%)	0.2% (2.2%)	3.6% (32.5%)	0.5% (4.8%)		

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	不適正 処理額 合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正率	突合できな かったもの
		預け金	一括払	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
総務部	9,706	1,039	940	1,146	93	6,253	235	10.6%	17,957
総合企画部	2,597	542	892	580	57	183	343	20.9%	4,740
健康福祉部	16,747	3,160	3,639	1,304	67	8,300	277	22.8%	12,355
環境生活部	3,909	538	2,994	206	0	123	48	17.6%	2,332
商工労働部	3,071	90	458	886	11	1,584	42	20.2%	2,806
農林水産部	26,968	6,527	7,261	4,609	1,687	6,588	296	18.3%	3,448
県土整備部	13,136	5,714	3,281	2,207	161	1,638	135	11.8%	5,546
教育庁	10,003	2,671	2,474	442	92	4,168	156	15.3%	5,565
その他行政委員会等	34	0	0	5	0	29	0	2.3%	1,055
知事部局+行政 委員会等分 計	86,171	20,281	21,939	11,385	2,168	28,866	1,532	16.0%	55,804
水道局	1,171	0	77	366	0	459	269	3.2%	10,660
企業庁	271	0	108	28	0	0	135	2.3%	3,031
病院局	4,113	0	0	1,253	0	2,019	841	4.5%	3,896
警察本部	8,657	71	3,894	1,338	0	1,275	2,079	3.8%	749
公営企業等等	14,212	71	4,079	2,985	0	3,753	3,324	3.9%	18,336

イ 推定値を加えた不適正処理額（支出ベース）（平成20年度分）

不適正処理額 109,778 千円【集計値＋推定値】
 不適正処理率 11.2 %

（金額の単位：千円）

調査対象額	不適正 処理額 合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正率
		預け金	一括払	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
982,651	109,778	22,030	28,151	15,611	2,274	36,371	5,341	11.2%
比率 (比率)	11.2% (100%)	2.2% (20.1%)	2.9% (25.6%)	1.6% (14.2%)	0.2% (2.1%)	3.7% (33.1%)	0.6% (4.9%)	

《各部局別内訳》

（金額の単位：千円）

部局名	不適正 処理額 合計	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						不適正率
		預け金	一括払	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
総務部	11,610	1,236	1,120	1,379	112	7,474	289	10.6%
総合企画部	3,597	750	1,233	803	80	255	476	20.9%
健康福祉部	19,564	3,691	4,244	1,526	80	9,696	327	22.8%
環境生活部	4,320	595	3,308	227	0	137	53	17.6%
商工労働部	3,638	107	542	1,049	13	1,876	51	20.2%
農林水産部	27,595	6,679	7,430	4,716	1,724	6,743	303	18.3%
県土整備部	13,796	6,002	3,447	2,318	167	1,722	140	11.8%
教育庁	10,854	2,899	2,686	480	98	4,524	167	15.3%
その他行政委員会等	58	0	0	10	0	48	0	2.3%
知事部局＋行政 委員会等分 計	95,032	21,959	24,010	12,508	2,274	32,475	1,806	16.0%
水道局	1,512	0	98	473	0	598	343	3.2%
企業庁	338	0	135	34	0	0	169	2.3%
病院局	4,211	0	0	1,254	0	2,019	938	4.4%
警察本部	8,685	71	3,908	1,342	0	1,279	2,085	3.8%
公営企業等等	14,746	71	4,141	3,103	0	3,896	3,535	3.8%

ウ 区分別概要（平成 20 年度分）

（ア）「預け金」について

- 預け金は、90所属で20,352千円が確認された。推定値を加えた金額は22,030千円である。不適正処理額全体の20.1%を占めている。
- 預け金は業者に累積し、プール金となって管理されていたが、平成 20 年度の傾向としては、プール金を減らすために支払額よりも納品額の方が多い。

（イ）「一括払い」について

- 一括払いは、148 所属で 26,018 千円が確認された。推定値を加えた金額は 28,151 千円である。不適正処理額全体の 25.6%を占めている。

（ウ）「差替え」について

- 差替えは、129 所属で 14,370 千円が確認された。推定値を加えた金額は 15,611 千円である。不適正処理額全体の 14.2%を占めている。

（エ）「先払い」「翌年度納入」「前年度納入」について

- 先払いは、19 所属で 2,168 千円が確認された。推定値を加えた金額は 2,274 千円である。不適正処理額全体の 2.1%を占めている。
- 翌年度納入は、112 所属で 32,619 千円が確認された。推定値を加えた金額は 36,371 千円である。全体の 33.1%を占めている。
- 前年度納入は、66 所属で 4,856 千円が確認された。推定値を加えた金額は 5,341 千円である。全体の 4.9%を占めている。

⑥ 独自調査の結果と監査報告書の比較（平成20年度分）

平成21年9月に公表された監査委員の監査報告書においては、平成20年度分の需用費調査対象額977,960千円に対して、確認できなかった額は、3,555千円であり、不適正な支出額が81,889千円、不適正処理率は8.4%となっている。

ア 県の独自調査（支出ベース）と監査報告書との比較

県の独自調査の結果では、調査対象額982,651千円に対して、突合できなかったものは74,140千円（12ページ参照）であり、支出ベースの不適正額は、100,383千円、不適正処理率11.0%、となっている。

両者の結果が異なる理由としては、

- 調査対象額の差異については、監査委員の調査以降、新たに調査対象とすべきものが判明したケースなどがあったこと
- 独自調査の「突合できなかったもの」と監査報告書の「確認できなかった額」との差異については、監査報告書において納品書や聴き取り調査により適正又は不適正と判断されたものであっても、独自調査では、業者帳簿がないために「突合できなかったもの」と区分したこと
- 不適正額の差異については、独自調査の「突合できなかったもの」と監査報告書の「確認できなかったもの」との差異があること

などによる。

イ 県の独自調査（納品ベース）と監査報告書との比較

監査報告（支出ベース）の不適正な支出額81,889千円に対し、県の独自調査（納品ベース）の不適正額が312,076千円（8ページ参照）となっているのは、

- 県の独自調査（納品ベース）の集計は、業者帳簿等により不適正な経理処理により納入された物品等を分類し、集計したものであり、平成19年度以前に作られたプール金から、平成20年度に納入された物品等が含まれていること（監査報告書では、不適正処理額81,889千円のほか、プール金の減少額として約1億5千万円が記載されている）
- 県の独自調査の「突合できなかったもの」の額が、監査報告書の「確認できなかった額」よりも約7千万円大きいこと

などによる。

監査報告と独自調査の比較表（支出ベース・集計値）

《各部局別内訳》

（金額の単位：千円）

所属名	支出ベース	調査対象額	不適正処理額							不適正 処理率	不明 (突合できな いもの)
				預け金	一括払い	差し替え	先払い	翌年度納入	前年度納入		
総務部	監査報告(a)	109,236	8,203	415	1,364	1,140	0	4,834	450	7.5%	0
	独自調査(b)	109,276	9,706	1,039	940	1,146	93	6,253	235	10.6%	17,957
	差(b-a)	40	1,503	624	▲ 424	6	93	1,419	▲ 215		17,957
総合企画部	監査報告(a)	17,185	2,770	204	1,101	1,044	56	31	334	16.1%	0
	独自調査(b)	17,185	2,597	542	892	580	57	183	343	20.9%	4,740
	差(b-a)	0	▲ 173	338	▲ 209	▲ 464	1	152	9		4,740
健康福祉部	監査報告(a)	86,815	13,490	454	2,963	3,460	9	6,259	345	15.5%	0
	独自調査(b)	85,948	16,747	3,160	3,639	1,304	67	8,300	277	22.8%	12,355
	差(b-a)	▲ 867	3,257	2,706	676	▲ 2,156	58	2,041	▲ 68		12,355
環境生活部	監査報告(a)	24,530	3,370	0	3,117	77	0	121	55	13.7%	0
	独自調査(b)	24,530	3,909	538	2,994	206	0	123	48	17.6%	2,332
	差(b-a)	0	539	538	▲ 123	129	0	2	▲ 7		2,332
商工労働部	監査報告(a)	17,977	2,459	60	383	694	0	1,271	51	13.7%	0
	独自調査(b)	17,977	3,071	90	458	886	11	1,584	42	20.2%	2,806
	差(b-a)	0	612	30	75	192	11	313	▲ 9		2,806
農林水産部	監査報告(a)	148,363	18,670	5,308	3,961	4,603	100	4,434	264	12.7%	1,111
	独自調査(b)	150,452	26,968	6,527	7,261	4,609	1,687	6,588	296	18.3%	3,448
	差(b-a)	2,089	8,298	1,219	3,300	6	1,587	2,154	32		2,337
県土整備部	監査報告(a)	116,478	11,948	5,099	3,016	2,055	260	1,313	205	10.3%	0
	独自調査(b)	116,425	13,136	5,714	3,281	2,207	161	1,638	135	11.8%	5,546
	差(b-a)	▲ 53	1,188	615	265	152	▲ 99	325	▲ 70		5,546
教育庁	監査報告(a)	71,378	7,442	1,771	2,960	311	0	2,400	0	10.4%	0
	独自調査(b)	70,943	10,003	2,671	2,474	442	92	4,168	156	15.3%	5,565
	差(b-a)	▲ 435	2,561	900	▲ 486	131	92	1,768	156		5,565
その他 行政委員会等	監査報告(a)	2,406	28	0	0	0	0	28	0	1.2%	0
	独自調査(b)	2,517	34	0	0	5	0	29	0	2.3%	1,055
	差(b-a)	111	6	0	0	5	0	1	0		1,055
知事部局+行政 委員会等分 合計	監査報告(a)	594,368	68,380	13,311	18,865	13,384	425	20,691	1,704	11.5%	1,111
	独自調査(b)	595,253	86,171	20,281	21,939	11,385	2,168	28,866	1,532	16.0%	55,804
	差(b-a)	885	17,791	6,970	3,074	▲ 1,999	1,743	8,175	▲ 172		54,693
水道局	監査報告(a)	47,153	480	0	0	209	57	12	202	1.1%	1,715
	独自調査(b)	47,153	1,171	0	77	366	0	459	269	3.2%	10,660
	差(b-a)	0	691	0	77	157	▲ 57	447	67		8,945
企業庁	監査報告(a)	14,916	372	0	108	28	98	0	138	2.6%	386
	独自調査(b)	14,931	271	0	108	28	0	0	135	2.3%	3,031
	差(b-a)	15	▲ 101	0	0	0	▲ 98	0	▲ 3		2,645
病院局	監査報告(a)	94,916	5,108	0	0	1,184	0	2,019	1,905	5.4%	343
	独自調査(b)	94,916	4,113	0	0	1,253	0	2,019	841	4.5%	3,896
	差(b-a)	0	▲ 995	0	0	69	0	0	▲ 1,064		3,553
警察本部	監査報告(a)	226,607	7,549	71	3,933	339	0	1,258	1,948	3.3%	0
	独自調査(b)	230,398	8,657	71	3,894	1,338	0	1,275	2,079	3.8%	749
	差(b-a)	3,791	1,108	0	▲ 39	999	0	17	131		749
公営企業等分 合計	監査報告(a)	383,592	13,509	71	4,041	1,760	155	3,289	4,193	3.5%	2,444
	独自調査(b)	387,398	14,212	71	4,079	2,985	0	3,753	3,324	3.9%	18,336
	差(b-a)	3,806	703	0	38	1,225	▲ 155	464	▲ 869		15,892
全合計	監査報告(a)	977,960	81,889	13,382	22,906	15,144	580	23,980	5,897	8.4%	3,555
	独自調査(b)	982,651	100,383	20,352	26,018	14,370	2,168	32,619	4,856	11.0%	74,140
	差(b-a)	4,691	18,494	6,970	3,112	▲ 774	1,588	8,639	▲ 1,041		70,585

(3) 不適正処理額の全体額（平成15年度～20年度の累計）

① 本県独自の分類（納品ベース）による集計結果【集計値＋推定値】

平成15年度から平成20年度における調査対象額7,471百万円のうち、不適正処理額は3,281百万円（43.9%）であることが確認された。

なお、平成15年度～19年度の調査結果は、

- 9月の報告時点では確認できなかった県の支出伝票が見つかったり、入手できていなかった業者帳簿が新たに入手できたことによる変更
- 9月の報告以降に行った分類の精査による変更

などにより、「平成21年9月の報告書」の公表数値を一部修正している。

また、3,281百万円は、後述する34ページ「(9) 職員等からの返還金」の算定根拠の一つとなる。

需用費調査（納品ベース）の集計結果（平成15年度～20年度の累計）

（単位：千円）

	①調査対象額	②不適正処理額 (集計額)	③不適正処理額 (推定額)	④不適正処理総額 ②+③	⑤不適正率 ④/①
平成15～19年度	6,488,478	2,191,881	776,887	2,968,768	45.8%
平成20年度	982,651	302,685	9,391	312,076	31.8%
合計	7,471,129	2,494,566	786,278	3,280,844	43.9%

② 会計検査院準拠区分（支出ベース）による集計結果【集計値＋推定値】

平成15年度から平成20年度における調査対象額7,471百万円のうち、不適正処理額は2,757百万円（36.9%）であることが確認された。

なお、平成15年度～19年度の調査結果は、

- 9月の報告時点では確認できなかった県の支出伝票が見つかったり、入手できていなかった業者帳簿が新たに入手できたことによる変更
- 平成20年度調査の実施により、翌年度納入や前年度納入等が判明したことによる区分変更

などにより、「平成21年9月の報告書」の公表数値を一部修正している。

需用費調査（支出ベース）の集計結果（平成15年度～20年度の累計）

（単位：千円）

	①調査対象額	②不適正処理額 (集計額)	③不適正処理額 (推定額)	④不適正処理総額 ②+③	⑤不適正率 ④/①
平成15～19年度	6,488,478	1,746,016	900,798	2,646,814	40.8%
平成20年度	982,651	100,383	9,395	109,778	11.2%
合計	7,471,129	1,846,399	910,193	2,756,592	36.9%

会計検査院準拠区分（支出ベース）による集計結果【集計値＋推定値】

《各部局別内訳》

（金額の単位：千円）

所属名	支出ベース	調査対象額	不適正処理額	預け金	一括払い	差し替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	不適正処理率
総務部	H15～19年度	720,888	197,666	114,824	28,527	10,290	673	41,242	2,110	27.4%
	H20年度	109,276	11,610	1,236	1,120	1,379	112	7,474	289	10.6%
	計	830,164	209,276	116,060	29,647	11,669	785	48,716	2,399	25.2%
総合企画部	H15～19年度	117,535	50,039	30,377	9,444	2,806	839	6,466	107	42.6%
	H20年度	17,185	3,597	750	1,233	803	80	255	476	20.9%
	計	134,720	53,636	31,127	10,677	3,609	919	6,721	583	39.8%
健康福祉部	H15～19年度	542,798	212,549	134,015	43,797	6,614	512	25,165	2,446	39.2%
	H20年度	85,948	19,564	3,691	4,244	1,526	80	9,696	327	22.8%
	計	628,746	232,113	137,706	48,041	8,140	592	34,861	2,773	36.9%
環境生活部	H15～19年度	124,842	64,960	55,732	4,760	971	351	3,145	1	52.0%
	H20年度	24,530	4,320	595	3,308	227	0	137	53	17.6%
	計	149,372	69,280	56,327	8,068	1,198	351	3,282	54	46.4%
商工労働部	H15～19年度	143,787	54,529	41,584	9,302	1,378	7	1,911	347	37.9%
	H20年度	17,977	3,638	107	542	1,049	13	1,876	51	20.2%
	計	161,764	58,167	41,691	9,844	2,427	20	3,787	398	36.0%
農林水産部	H15～19年度	1,175,972	716,948	498,958	98,483	69,041	4,973	44,814	679	61.0%
	H20年度	150,452	27,595	6,679	7,430	4,716	1,724	6,743	303	18.3%
	計	1,326,424	744,543	505,637	105,913	73,757	6,697	51,557	982	56.1%
県土整備部	H15～19年度	1,216,051	863,445	750,499	72,463	12,383	723	25,312	2,065	71.0%
	H20年度	116,425	13,796	6,002	3,447	2,318	167	1,722	140	11.8%
	計	1,332,476	877,241	756,501	75,910	14,701	890	27,034	2,205	65.8%
教育庁	H15～19年度	403,192	228,830	152,108	41,320	10,276	5,582	18,027	1,517	56.8%
	H20年度	70,943	10,854	2,899	2,686	480	98	4,524	167	15.3%
	計	474,135	239,684	155,007	44,006	10,756	5,680	22,551	1,684	50.6%
その他 行政委員会等	H15～19年度	16,052	1,981	463	55	416	0	793	254	12.3%
	H20年度	2,517	58	0	0	10	0	48	0	2.3%
	計	18,569	2,039	463	55	426	0	841	254	11.0%
知事部局＋行 政委員会等分 合計	H15～19年度	4,461,117	2,390,947	1,778,560	308,151	114,175	13,660	166,875	9,526	53.6%
	H20年度	595,253	95,032	21,959	24,010	12,508	2,274	32,475	1,806	16.0%
	計	5,056,370	2,485,979	1,800,519	332,161	126,683	15,934	199,350	11,332	49.2%
水道局	H15～19年度	331,868	20,996	1,891	237	4,046	835	13,281	706	6.3%
	H20年度	47,153	1,512	0	98	473	0	598	343	3.2%
	計	379,021	22,508	1,891	335	4,519	835	13,879	1,049	5.9%
企業庁	H15～19年度	86,682	15,128	1,121	6,454	2,582	1,887	1,107	1,977	17.5%
	H20年度	14,931	338	0	135	34	0	0	169	2.3%
	計	101,613	15,466	1,121	6,589	2,616	1,887	1,107	2,146	15.2%
病院局	H15～19年度	483,962	80,582	19,218	20,071	26,890	730	11,304	2,369	16.7%
	H20年度	94,916	4,211	0	0	1,254	0	2,019	938	4.4%
	計	578,878	84,793	19,218	20,071	28,144	730	13,323	3,307	14.6%
警察本部	H15～19年度	1,124,849	139,161	8,420	75,916	7,592	2,755	40,321	4,157	12.4%
	H20年度	230,398	8,685	71	3,908	1,342	0	1,279	2,085	3.8%
	計	1,355,247	147,846	8,491	79,824	8,934	2,755	41,600	6,242	10.9%
公営企業等分 合計	H15～19年度	2,027,361	255,867	30,650	102,678	41,110	6,207	66,013	9,209	12.6%
	H20年度	387,398	14,746	71	4,141	3,103	0	3,896	3,535	3.8%
	計	2,414,759	270,613	30,721	106,819	44,213	6,207	69,909	12,744	11.2%
全合計	H15～19年度	6,488,478	2,646,814	1,809,210	410,829	155,285	19,867	232,888	18,735	40.8%
	(9月報告)	6,487,494	2,645,682	1,810,895	414,301	156,804	17,338	227,486	18,858	40.8%
	(差額)	984	1,132	▲ 1,685	▲ 3,472	▲ 1,519	2,529	5,402	▲ 123	-
	H20年度	982,651	109,778	22,030	28,151	15,611	2,274	36,371	5,341	11.2%
	計	7,471,129	2,756,592	1,831,240	438,980	170,896	22,141	269,259	24,076	36.9%
		比率	36.9%	24.5%	5.9%	2.3%	0.3%	3.6%	0.3%	
		(比率)	(100.0%)	(66.4%)	(15.9%)	(6.2%)	(0.8%)	(9.8%)	(0.9%)	

(4) 需用費以外の科目の調査

① 調査実施の背景

先に実施した平成15年度～19年度を対象とする需用費調査において、約30億円という多額の不適正経理処理が発覚したことなどから、次の対象科目に拡大して追加調査を実施することとした。

ア 賃金及び旅費

賃金及び旅費については、会計検査院の検査対象であったが、会計検査院の検査においてカラ出張やカラ雇用は確認されなかった。また、本県における抽出調査（「平成21年9月の報告書」2～3ページ参照）においても、詳細な聴き取り調査を実施したが、カラ雇用やカラ出張が確認されなかった。このことから、当初、賃金及び旅費は調査対象とはしていなかったが、添付書類の实地確認など多面的な調査を行い、実態を確認することとした。

なお、国庫補助事業分について、補助目的に該当するか否かについては、平成15年度から19年度分の農林水産省及び国土交通省所管の事務費に係る会計検査院の指摘について現在両省庁と確認協議中であり、その結果を待つて必要があれば調査を行う。

イ 委託料

委託料の中でも、調査委託費については支出金額が大きい、履行確認は成果品の確認に拠るところであり、人件費として算出された主任技術者が実際に配置されていたかなど、詳細な履行内容の確認までは行っていない。

このようなことから、過大な人件費の算出等により経費を捻出し、県職員への流用に充てるなど、不適正処理がないかどうか調査を行うこととした。

ウ 使用料及び賃借料

使用料及び賃借料については、平成21年11月10日に職員が業務上横領容疑で逮捕された事件において、使用料及び賃借料による購入品の高速道路回数券がその対象であったことから、同様の不正な取扱いの有無を確認するため調査を行うこととした。

② 賃金調査

ア 調査実施の方法

(ア) 対象所属 39 所属

次の所属を除く各部局の中から本庁2課、出先機関2事務所程度を抽出。

また、所属の抽出にあたっては、支出額の多い所属及び需用費の不適正処理額の多い所属が含まれるよう勘案した。

※ 農林水産部及び県土整備部、教育庁以外の行政委員会等、県立学校を除く

(イ) 対象人数

延 474 人

(ウ) 対象年度等

平成15年度から平成20年度までの、各年度の「3月実績」

(エ) 調査方法

雇用書、出勤簿等を確認することにより、当該日々雇用職員の雇用実績及び勤務状況を把握し、必要に応じ所属担当者等に対する聴き取り調査を実施して、いわゆるカラ雇用の有無等の調査を行った。

イ 賃金調査に係る集計結果

調査対象額	60,018 千円
うち不適正処理額	8 千円
調査対象所属数	39 所属 (対象人数 474 人)
うち不適正処理該当所属数	1 所属 (該当人数 1 人)

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	ア 調査対象額	アのうち 不適正 処理額	イ 調査対象 所属数	ウ 調査対 象人数	イのうち 不適正処理 該当所属数	ウのうち 不適正該 当人数
総務部	9,265	0	4	68	0	0
総合企画部	4,259	0	4	66	0	0
健康福祉部	6,164	8	4	53	1	1
環境生活部	2,911	0	4	36	0	0
商工労働部	3,466	0	4	30	0	0
農林水産部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—	—	—
教育庁	4,366	0	4	77	0	0
知事部局＋ 行政委員会分 計	30,431	8	24	330	1	1
水道局	2,556	0	4	26	0	0
企業庁	4,432	0	4	24	0	0
病院局	8,885	0	3	60	0	0
警察本部	13,714	0	4	34	0	0
公営企業等 計	29,587	0	15	144	0	0
合 計	60,018	8	39	474	1	1

- 健康福祉部出先機関において、システムデータ処理の誤りによる1日分の過払いが1件(8千円)確認された。

なお、過払い分については、速やかに戻入の手続きを行うこととする。

- 上記のほか、いわゆるカラ雇用は、今回の調査では確認されなかった。
- 一部の所属で、出勤簿の押印漏れや欠勤状況の記載漏れ、記載誤り等の事例はあったものの、所属担当者等への聞き取り調査を実施して、不適正な支払いではなかったことを確認した。

③ 旅費調査

ア 調査実施の方法

(ア) 対象所属 41 所属

次の所属を除く各部局の中から本庁 2 課、出先機関 2 事務所程度を抽出。

また、所属の抽出にあたっては、支出額の多い所属及び需用費の不適正処理額の多い所属が含まれるよう勘案した。

※ 農林水産部及び県土整備部、教育庁以外の行政委員会等、県立学校を除く

(イ) 対象件数

37,259 件

(ウ) 対象年度等

平成 15 年度から平成 20 年度までの、各年度の「3 月実績」

(エ) 調査方法

出勤簿、復命書等を確認するほか、旅行内容に不整合があり適正な出張であるか調査データから確認がとれない出張については、所属担当者等に対する聴き取り調査を実施し、いわゆるカラ出張の有無等を調査した。

イ 旅費調査に係る集計結果

調査対象額 117,165 千円

うち不適正処理額 0 千円

調査対象所属数 41 所属 (対象件数 37,259 件)

うち不適正処理該当所属数 0 所属 (該当件数 0 件)

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	ア 調査対象額	アのうち 不適正 処理額	イ 調査対象 所属数	ウ 調査対象 件数	イのうち不 適正処理該 当所属数	ウのうち不 適正処理該 当件数
総務部	3,710	0	4	4,145	0	0
総合企画部	3,272	0	4	1,629	0	0
健康福祉部	8,326	0	5	7,021	0	0
環境生活部	1,918	0	4	1,021	0	0
商工労働部	3,671	0	4	1,943	0	0
農林水産部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	—	—	—	—	—	—
教育庁	6,102	0	4	3,391	0	0
知事部局＋ 行政委員会分 計	26,999	0	25	19,150	0	0
水道局	3,120	0	4	6,818	0	0
企業庁	2,269	0	4	2,301	0	0

病院局	2,377	0	3	1,154	0	0
警察本部	82,400	0	5	7,836	0	0
公営企業等 計	90,166	0	16	18,109	0	0
合 計	117,165	0	41	37,259	0	0

- 不正請求、いわゆるカラ出張は、今回の調査では確認されなかった。
ただし、15年度については、データ保存の年限を過ぎているため、対象所属数のうち一部の所属しか確認できなかった。
- 復命書などの関係書類と旅行日データに不整合が見られたものが10件あったが、いずれも関係職員等への聴き取り調査により、職員が旅行日を入力する際に誤って旅行日と異なる日をシステムに入力していたことが確認された。

ウ 証拠書類の現地確認

知事部局及び教育庁の25所属の平成20年度の3月分の出張より、総務ワークステーションへの領収書等の証拠書類提出が必要となることの多い下記の出張を抽出し、総務ワークステーションにおいて証拠書類の現地確認を行った。

- (ア) タクシー領収書（タクシーを利用した出張）
- (イ) 航空機領収書・宿泊定額料を超える領収書（主に宿泊を伴う出張）
- (ウ) 高速道路等利用領収書（公用車で300円を超える支給を受けた出張）
- (エ) 高速道路等利用領収書（自家用車のみを使用した出張については、金額的に大きな5,000円以上のものを抽出し調査対象とした。）

抽出件数160件中、158件（証拠書類を要しなかった出張29件を含む）の証拠書類を確認できたが、2件については、必要な証拠書類の提出を確認できなかった。なお、証拠書類の確認ができなかった出張については、公用車の運行記録の確認や、旅行者本人への聴き取りなどを行ったが、不適正な利用は確認されなかった。

今後、(ア)～(エ)に係る証拠書類の提出・内容確認の徹底について、制度改善を図る必要が認められた。

④ 委託料調査

ア 調査実施の方法

(ア) 対象所属 25所属

平成15年度から平成20年度の1件500万円以上の委託業務のうち、同一所属において複数年度同一業者に委託、又は同一所属において単年度に複数事業で同一業者に委託している等の基準により抽出した調査委託業務を所管する所属（ただし、健康福祉部・商工労働部・教育庁については、上記条件に該当する所属が無かったため、500万円以上の調査委託業務の委託実績のある所属を抽出した。）

※ 教育庁以外の行政委員会等、県立学校を除く

(イ) 調査対象件数

60 件

(ウ) 調査方法

成果品の有無等を確認し、所属及び業者への聴き取り調査等を実施することにより、経理処理が適切になされているかどうかを確認した。

不適正処理として、「県職員への流用」「プール金」「検査機器などの備品購入」「成果品翌年度納入」を類型化した。

なお、価格や契約方法の妥当性については、今回の調査対象となっていないため、今後の調査においては、こうした観点からの確認も行っていくこととする。

イ 委託料調査に係る集計結果

調査対象額 898,183 千円

うち不適正処理額 55,696 千円

調査対象所属数 25 所属 (調査対象件数 60 件)

うち不適正処理該当所属数 2 所属 (該当件数 3 件)

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	ア 調査対象 額	アのうち不適正処理額				イ 調査対 象所属 数	ウ 調査 対象 件数	イのう ち不適 正処理 所属数	ウのう ち不適 正処理 件数
		県職員 への流 用	プール 金	備品購 入	成果品 翌年度 納入				
総務部	64,373	0	0	0	0	1	2	0	0
総合企画部	23,547	0	0	0	0	1	2	0	0
健康福祉部	7,980	0	0	0	0	1	1	0	0
環境生活部	127,995	0	0	0	48,825	2	7	1	2
商工労働部	6,871	0	0	0	6,871	1	1	1	1
農林水産部	40,604	0	0	0	0	2	4	0	0
県土整備部	105,985	0	0	0	0	5	10	0	0
教育庁	7,579	0	0	0	0	1	1	0	0
知事部局＋ 行政委員会 分 計	384,934	0	0	0	55,696	14	28	2	3
水道局	235,399	0	0	0	0	4	8	0	0
企業庁	206,135	0	0	0	0	3	17	0	0
病院局	13,650	0	0	0	0	1	1	0	0
警察本部	58,065	0	0	0	0	3	6	0	0
公営企業等 計	513,249	0	0	0	0	11	32	0	0
合 計	898,183	0	0	0	55,696	25	60	2	3

- 「県職員への流用」、「プール金」、「検査機器などの備品購入」は、今回の調査では確認されなかった。
- 環境生活部本庁及び商工労働部本庁の委託業務において、「成果品翌年度納入」の不適正処理が確認された。いずれも納品が会計年度内の3月までに間に合わず、翌年度会計分となる4月以降にずれ込んだものであるが、長期にわたる遅延ではなかった。
- 契約前に仕様の作成を委託業者に依頼していないか、打ち合わせを行っていないかなど、契約そのものの適否についても調査を行ったが、現時点においては、不適正は確認されなかった。
- 調査が仕様書どおりに実施されたか、人件費として算出された主任技術者等が実際に配置されていたかなど、履行の詳細についても調査を行ったが、現時点においては、不適正は確認されなかった。

⑤ 使用料及び賃借料調査

ア 調査実施の方法

(ア) 対象所属 85 所属

平成 15 年度から平成 21 年度（調査日時点まで）において、「使用料及び賃借料」でハイウェイカード、有料道路回数券等（換金性のある金券類の該当がある場合はそれを含む）の購入実績のある所属全て

※ 県立学校を除く

(イ) 対象件数

2,887 件

(ウ) 調査方法

出納簿など関係書類から、有料道路回数券等の使用状況及び管理状況を確認し、不正に持ち出して換金した事例の有無や、使用期限があるものに係る残額の歳入処理が適正になされているかなどについて調査した。

イ 使用料及び賃借料調査に係る集計結果

調査対象額	85,208 千円
うち不適正処理額	388 千円
調査対象所属数	85 所属（対象件数 2,887 件）
うち不適正処理該当所属数	2 所属（該当件数 3 件）

《平成 15 年度以降に納入されたもの分類》

処理形態	該当所属	該当件数	券面額 (千円)	不適正処理額 (千円)
ハイウェイカード	70	818	74,274	216
有料道路回数券	34	299	11,630	22
駐車場回数券	3	9	440	0

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	ア 調査対象額	アのうち 不適正 処理額	イ 調査対象 所属数	ウ 調査対象 件数	イのうち 不適正処 理所属数	ウのうち 不適正処 理件数
総務部	4,146	0	9	40	0	0
総合企画部	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	4,015	0	15	50	0	0
環境生活部	230	0	2	3	0	0
商工労働部	386	260	2	3	1	1
農林水産部	9,953	0	21	166	0	0
県土整備部	3,769	0	14	54	0	0
教育庁	965	0	3	5	0	0
その他行政委員会等	250	0	1	3	0	0
知事部局＋ 行政委員会等分 計	23,714	260	67	324	1	1
水道局	3,114	0	2	18	0	0
企業庁	4,205	0	10	46	0	0
病院局	1,162	128	5	25	1	2
警察本部	53,013	0	1	2,474	0	0
公営企業等計	61,494	128	18	2,563	1	2
合 計	85,208	388	85	2,887	2	3

《使用期限があるものの残額処理の確認結果》

処理形態	該当所属	該当件数	適正処理額 (千円)	不適正処理額 (千円)
換金して県の歳入として納入	23	77	3,903	—
E T Cへの付け替え処理済み	6	29	645	—
残額分をそのまま保管 ※	11	17	815	—
残額を換金し、業務に使用	2	3	—	388

※ そのまま保管しているものは、換金後に県の歳入に納入することで適正としている。

- 商工労働部出先機関において、ハイウェイカードの使用残額を換金し、業務に使用するカーナビなど物品を購入していた事例が確認された。
- 病院局出先機関において、ハイウェイカードの使用残額を換金し、緊急呼出業務時のタクシー代等として使用している事例（領収書あり）が認められた。
- 職員の業務上横領があった総務部管財課については、関係書類が捜査目的のため押収されており、今回の調査では詳細を確認できなかった。そのほか、私的に持ち出して換金するなど、不正な取扱いが、今回の調査では確認されなかつた。

った。

しかし、管理帳簿類からは使用状況を明確に確認できなかつたり、使用状況に関する記録が残っていないなど、使用状況が不明なものも多くある（85 所属中 48 所属）ため、管理方法を改善する必要がある。

⑥ 需用費以外の科目調査に係る不適正処理額の分類（納品ベースの分類に準拠）と総計

（単位：千円）

部局名	a	b	c	d	e	f	f´	g	合計
総務部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合企画部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部	0	0	0	0	0	0	0	8	8
環境生活部	48,825	0	0	0	0	0	0	0	48,825
商工労働部	6,871	0	260	0	0	0	0	0	7,131
農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県土整備部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他行政委員会等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知事部局＋行政委員会等分計	55,696	0	260	0	0	0	0	8	55,964
水道局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院局	0	128	0	0	0	0	0	0	128
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業等計	0	128	0	0	0	0	0	0	128
合計	55,696	128	260	0	0	0	0	8	56,092

○ b～g 分類については、34 ページの負担の考え方により職員負担額に加算する。

(5) 預金通帳の追跡調査

預金通帳に記載のある全ての内容について、不適正な取扱いの有無について確認を行う必要があることから、追跡調査を行った。

《具体的な調査内容》

- 保有していた預金通帳が、公金として管理している通帳であるのか、親睦会など任意団体等の通帳であるのかなど、その性格について確認を行った。
- 口座名義人に対する聴き取り調査の中で、通帳に記載された入金や出金について、メモ書き等に対する内容の確認を行った。
- 業者帳簿の内容から、業者からの返金や金券類を換金した事例と預金通帳の入金額との対応関係の有無を確認するとともに、預金通帳に記載のある口座名義人や当時通帳を管理していた職員に、入金や使用の経緯など通帳に記載されている内容について聴き取り調査を行った。

① 通帳の性格による仕分け

上記の調査の結果、5冊の通帳は旅費代理人通帳、または資金前渡吏員の通帳であり、その入金及び出金全てが適正であることを確認したので、今回の調査対象から除外した《表1》。

② 用途による分類

上記①で適正とした5冊の通帳以外は、通帳の記載内容について、不適正な取扱いの有無を確認する必要があることから、追跡調査を行ったが、ほとんどの通帳において、入金先等の詳細な経緯が解明できなかった。

しかしながら、これだけ多額の入金全てが不適正に処理された公金からの入金ではないと完全には否定できないことから、公金からの入金とみなすこととした《表2》。

そのうえで、その出金について適正と判断した額《表3》を除いて、残余の額からの出金を不適正な公金の使用とみなし、用途が明確なものについてb～g分類を行った《表4》。また、用途が確認できないものは、平成15年度から20年度の需用費のb～g分類の出現率により分類ごとの推計を行った《表5》。

《分類別概要（預金通帳分）》

「b」分類について

- 「b」分類は、新聞代、書籍代、会議用のお茶代などに使用していた。

「c」分類について

- 「c」分類は、アルバイト賃金、ごみ処理手数料、網戸設置工事、自転車購入などに使用していた。

「d」分類について

- 「d」分類は、講師謝礼、委員報酬などに使用していた。

「e」分類について

- 「e」分類は、印鑑、公用車お守り代などに使用していた。

「f」分類について

- 「f」分類は、香典、弔電、時間外の夜食代、護摩代などに使用していた。

《表1 預金通帳の仕分け》

(金額の単位:円)

	通帳数	預金保有額	主な増減の要因
平成21年9月の報告時点	23	12,612,381	
9月報告からの増	2	292,655	通帳数は、健康福祉部及び県土整備部の1冊ずつにおいて、9月報告時に誤って現金として分類していたことが判明し、修正したため2冊増えている。預金保有額が増えているのは、上記2冊の預金額が286,717円であることに加え、一部の通帳で9月報告時から利息分が増えているため。
9月報告からの減	▲5	▲2,614	通帳数の減は、28ページ①の仕分けにより、適正な通帳5冊を調査対象外としたことによる。これに伴い5冊分の預金額2,614円が減っている。
現在の預金保有額	20	12,902,422	

《表2 仕分け後の預金通帳の状況》

(金額の単位:円)

部局名	保有所属数	通帳数	通帳記載の期首残高	入金総額	出金総額	預金現在額
健康福祉部	3	6	221,843	6,895,346	6,377,926	739,263
環境生活部	1	2	116,510	7,127,873	6,797,671	446,712
農林水産部	6	7	8,036,360	17,781,700	17,482,241	8,335,819
県土整備部	4	5	9,293,330	20,082,308	25,995,010	3,380,628
合計	14	20	17,668,043	51,887,227	56,652,848	12,902,422

《表3 表2の出金総額のうち、適正と判断した額》 (金額の単位:円)

部局名	適正額
健康福祉部	991,000
環境生活部	468,400
農林水産部	2,848,600
県土整備部	137,703
合計	4,445,703

※ 表3は、表2に記した通帳の入出金総額の中に含まれている、公金としての旅費・賃金の入出金額及び親睦会費など公金でない入出金額を適正と判断した額

《表4 表2の出金総額から表3の適正額を除いた額（a～g分類）》【集計値】

（*使途が確認できるものはa～gに分類した）

（金額の単位：円）

部局名	不適正処理額 合計	a	b	c	d	e	f	g	使途の確認 が出来ない もの	残額 (f')
健康福祉部	5,386,926	0	973,365	12,572	265,860	277	51,226	0	4,083,626	739,263
環境生活部	6,329,271	0	128,839	0	484,271	2,100	198,729	0	5,515,332	446,712
農林水産部	14,633,641	0	605,156	4,281,393	0	0	1,302,704	0	8,444,388	8,335,819
県土整備部	25,857,307	0	94,519	2,272,936	50,737	7,300	4,073,357	0	19,358,458	3,380,628
合計	52,207,145	0	1,801,879	6,566,901	800,868	9,677	5,626,016	0	37,401,804	12,902,422

《表5 表4中「使途が確認できないもの」の推計後の額（b～g分類）》【集計値+推定値】

（*集計値の「使途が確認できないもの」については、部局ごとの6年間の需用費調査のb～gの出現率より按分して推計した。率の算出については、18ページの各部局ごとの数値を使用）

（金額の単位：円）

部局名	不適正処理額 合計	a	b	c	d	e	f	g	残額 f' (現金保有)
健康福祉部	5,386,926	0	3,285,389	1,633,963	382,526	15,312	68,645	1,091	739,263
環境生活部	6,329,271	0	3,776,886	1,735,533	592,285	6,174	208,561	9,832	446,712
農林水産部	14,633,641	0	5,971,287	6,676,768	191,157	17,009	1,364,305	413,115	8,335,819
県土整備部	25,857,307	0	12,234,762	7,667,608	448,480	96,597	4,317,514	1,092,346	3,380,628
合計	52,207,145	0	25,268,324	17,713,872	1,614,448	135,092	5,959,025	1,516,384	12,902,422

(6) 平成14年度以前の調査

平成14年度以前の調査については、

- 県の全庁調査で使用した財務データは、平成14年度以前は現存しておらず、県の支出に係る全体像が把握できないこと
- 需用費関係の支出証拠書類は保存期間が3年であり、知事部局等全262所属のうち、保存があった所属は13所属(5.0%)であったこと
- 備品購入費など支出証拠書類の保存期間が最大で5年であり、保存状況を確認したところ、知事部局等全262所属のうち、保存があった所属は19所属(7.3%)であったこと
- 保存があった所属についても、財務データがないため、県の支出証拠書類の全てが揃っているかどうか確認できないこと
- 平成14年度以前の業者帳簿の提出について、県のプール金額の上位10社に確認を行ったが、書類が保存されていないことなどの理由により、業者から協力が得られる見込みがないこと

など、客観的な証拠書類等をもとにした職員への確認調査が実施できないため、全庁的な調査を行うことは困難であると判断せざるを得ない。

ただし、今後、不適正な経理処理をしていた事実が判明し、明確な証拠が出てきた場合には、特別監察室において確認調査を実施し、適切な対応を図ることとする。

(7) 国庫返還金

平成 21 年 11 月に会計検査院より公表された「平成 20 年度決算検査報告」及び平成 15 年度から平成 20 年度までの本県の独自調査の結果に基づいて、関係各省庁と国庫返還金を確定するための協議を行っている。

国庫返還額（上限値） 424,858 千円

国庫返還金の加算金（上限値） 171,243 千円

《各部局別内訳》

(金額の単位：千円)

部局名	国庫返還金 (上限値) ①	国庫返還金の 加算額 (上限値) ②	国庫返還金 合計額 (上限値) ①+②	備考
総務部	0	0	0	
総合企画部	13,409	6,042	19,451	文部科学省、環境省、厚生労働省外
健康福祉部	4,737	1,974	6,711	厚生労働省
環境生活部	519	165	684	環境省、文部科学省
商工労働部	2,108	1,128	3,236	経済産業省、厚生労働省、農林水産省
農林水産部	177,471	70,081	247,552	農林水産省、環境省
県土整備部	226,237	91,748	317,985	国土交通省
教育庁	377	105	482	文部科学省
その他行政委員会等	0	0	0	
知事部局＋ 行政委員会等分計	424,858	171,243	596,101	
水道局	0	0	0	
企業庁	0	0	0	
病院局	0	0	0	
警察本部	6,124	2,771	8,895	警察庁
公営企業等計	6,124	2,771	8,895	
合 計	430,982	174,014	604,996	

- 国庫返還金については、各省庁との返還額に係る協議を現在も行っているが、補助金の目的外使用については、会計検査院の指摘とは異なる判断が各省庁においてなされる場合もあることから、本報告書作成時点で確定しなかったものについては、上限値として国費分に係る不適正額を計上している。
- 加算金については、返還金に係る国費相当額について、各年度末に受入れがあり、21 年度末に返還すると仮定して算出した場合の上限値として計上している。

(8) 業者プール金の返還

業者プール金については、業者ごとに返還金額を確定するための交渉を行ったが、金額の確認ができた業者に対しては、速やかに全額返還を求めていく。(ア)

一部の業者については、未だに、プール金額を文書により確認することができなかつたり、返還方法・回数等について協議を行っているところであり、今後も、引き続き交渉を行っていく。(イ)

なお、倒産等の理由により、返還を求めることが不可能と判断した業者のプール金については、職員等がその額を負担する。(ウ)

(金額の単位：千円)

	① 9月公表時点 プール金額		② 現時点 プール金額		(ア) 確定額		(イ) 交渉中の 額		(ウ) 返還不能 見込額	
	業 者 数	金 額	業 者 数	金 額	業 者 数	金 額	業 者 数	金 額	業 者 数	金 額
	知事部局 + 行政委員 会等	36	412,813	37	413,474	28	145,418	7	212,246	2
公営企業等	9	4,774	9	4,880	5	677	3	3,906	1	297
合計	39	417,587	40	418,354	31	146,095	7	216,152	2	56,107

※ ①と②の額に差が生じた理由としては、県と業者との間で行っている金額の確定作業において、増減が生じたことによる。

(9) 職員等からの返還金

不適正経理処理により県に与えた損害額 905 百万円については、「平成 21 年 9 月の報告書」に記載された考え方（表 1 及び表 2）により、職員等が負担する。
（※警察本部分は含まない。）

なお、「平成 21 年 9 月の報告書」公表時点で見込んだ額（約 700 百万円）との間に差が生じた理由は、①業者プール金について返還交渉中の額を職員返還額として加えたこと（216 百万円）、②平成 20 年度分需用費の追加調査による不適正処理額に係るものを加えたこと（28 百万円）、③平成 15～19 年度分需用費調査の精査により不適正分類の見直しを行ったこと（▲14 百万円）、等による。

表 1 本県独自の「不適正」の分類

分類		返還の考え方	負担の考え方	返還の率
a	「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品等であるが、経理処理として不適正なもの	納品時期に不適正はあるが、同じ物品等が納品されており、県に損害はない。	返還不要とする。	0%
b	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	競争性が働いていないことから、価格の正当性・適正性に問題があると考えられる。	県庁の共通消耗品の入札における予定価格と落札額の差が約 10%（平成 17～19 年度における平均）であることから、購入金額の 10%を職員が共同により返還する。	10%
c	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、現物等を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）			
d	支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物等を確認できないもの	本来は出納簿により適正に管理すべきところを、不適正に購入した経緯から管理しておらず、公金で購入した備品等を遺失させた。	職員が共同により全額を返還する。	全額
e	公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの	公金としての支出が不適当である。	該当する所属又は個人において全額を返還する。	全額
f	公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの			
f' (新設)	ア 現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの	現金・預金又は金券類がそのまま残っているので、県の歳入として納入させれば、県に損害はない。	県の歳入として納入させることで、職員等からの返還は不要とする。	0% ※
	イ 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの			
g	その他、個人的な費消があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	個人的な費消や、業務や職場における使用・納入が確認できない。	・職員が共同により全額を返還する。 ・但し、責任の所在が明らかかなものは、当該職員が返還する。	全額

※「f'・イ」に分類した金券類について、売り払いにより差額が生じた場合は、その差額分を職員負担分に加算します。

表2 職員等による返還金の考え方

総額（内訳 36～38 ページ ①+②+③）

（百万円）

(1)職員等の共同による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	342	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く)
【内訳】 不適正分類： b・c	227	不適正処理額の10%を負担
d	49	全額負担
g	66	全額負担(※責任が不明確なもの)
②利息相当額	23	全額負担：①+③合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)× (調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③国庫返還金 b・c・d・g	53	国費分によるもの(※gについては、責任が不明確なもの)
④国庫金の加算金	171	全額負担：加算10.95%/年(例外有)※受領から納付の日までの期間
⑤プール金のうち、返還不能見込額・交渉中の額	272	全額負担
⑥その他、調査・返還等に係る経費	3	
⑦現金・預金保有額、切手保管換え	37	12月18日までに県に返還済みの額(f含む)
職員等共同返還 合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥-⑦)	827	
(2)その他、所属による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	36	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く)
【内訳】 e・f		所属で全額負担
②利息相当額 e・f	2	全額負担：①+③合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)× (調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③国庫返還金 e・f	5	不適正処理額のうち国費分によるもの
所属返還 合計金額(①+②+③)	43	
(3)その他、個人による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	29	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く) 下記内訳 ア+イ
【内訳】 ア g	2	個人で全額負担(※責任が明確なもの)
イ g	27	gのうち、職員からの返還済み額
②利息相当額 g	2	全額負担：①+③合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)× (調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③国庫返還金 g	4	国費分によるもの(※gのうち、責任が明確なもの)
個人返還 合計金額(①+②+③)	35	

合計金額 (1)+(2)+(3)	905
-------------------------	------------

① 需用費調査

(百万円)

(1)職員等の共同による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	335	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く)
【内訳】 不適正分類: b・c	223	不適正処理額の10%を負担 次頁【図1】(エ)
d	47	全額負担 次頁【図1】(オ)
g	65	全額負担(※責任が不明確なもの) 次頁【図1】(カ)
②利息相当額	23	全額負担:①+③合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)× (調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③国庫返還金 b・c・d・g	53	国費分によるもの(※gについては、責任が不明確なもの) 次頁【図1】(ア)
④国庫金の加算金	171	全額負担:加算10.95%/年(例外有)※受領から納付の日までの期間
⑤プール金のうち、返還不能見込額・交渉中の額	272	全額負担
⑥その他、調査・返還等に係る経費	3	
⑦現金・預金保有額、切手保管換え	37	12月18日までに県に返還済みの額(f含む)
職員等共同返還 合計金額 (①+②+③+④+⑤+⑥-⑦)	820	
(2)その他、所属による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	30	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く)
【内訳】 e・f		所属で全額負担 次頁【図1】(ケ)
②利息相当額 e・f	2	全額負担:①+③合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)× (調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③国庫返還金 e・f	5	不適正処理額のうち国費分によるもの 次頁【図1】(イ)
所属返還 合計金額(①+②+③)	36	
(3)その他、個人による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	29	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く) 下記内訳ア+イ 次頁【図1】(コ)
【内訳】 ア g	2	個人で全額負担(※責任が明確なもの)
イ g	27	gのうち、職員からの返還済み額
②利息相当額 g	2	全額負担:①+③合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)× (調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③国庫返還金 g	4	国費分によるもの(※gのうち、責任が明確なもの) 次頁【図1】(ウ)
個人返還 合計金額(①+②+③)	35	

合計金額 (1)+(2)+(3)	891
-------------------------	------------

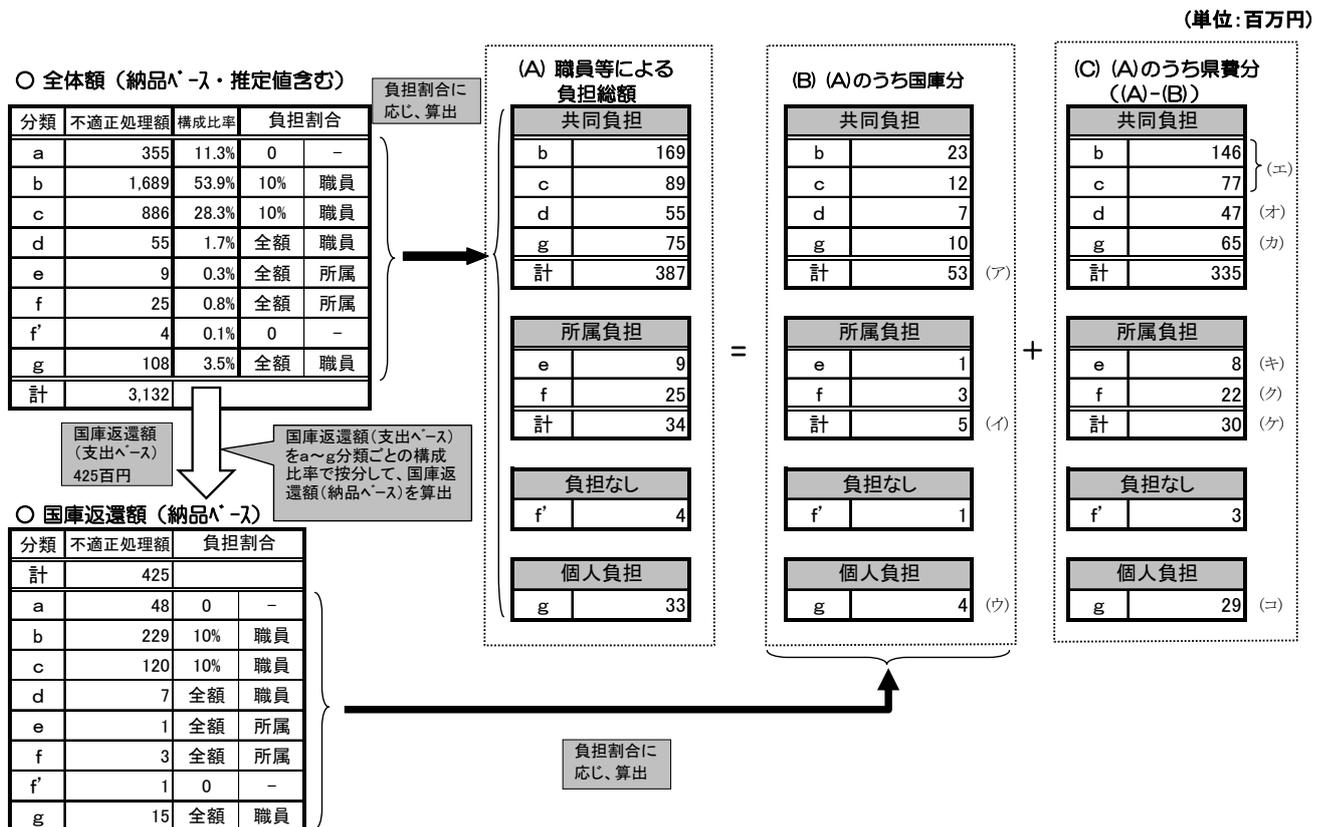
《国庫返還金の職員等負担の考え方》

国庫返還金（425 百万円）については、本来は職員等の返還対象とすべきである。

しかしながら、県独自の分類に見合う国庫返還額（納品ベース）の「a」分類（48 百万円）については全額、「b」分類（229 百万円）及び「c」分類（120 百万円）については、その 90%分が公的使用と認められるので、その金額分を控除し、残額（35 百万円）を職員等による県への返還の対象とする。

したがって、国庫返還金のうち、会計検査院準拠区分に対応する県独自の分類による「b」「c」分類の 10%分（35 百万円）、及び「d」～「g」分類の合計額（27 百万円）に相当する額について、負担する職員の区分の割合に応じた額をそれぞれ負担する。

※参考【図 1】



2 需用費以外の科目の調査

(百万円)

(1)職員等の共同による返還		
項 目	金額	備 考
①納品ベース	0.04	不適正処理額のうち県費分によるもの
【内訳】 不適正分類： b・c	0.04	不適正処理額の10%を負担
d	0	全額負担
g	0	全額負担(※責任が不明確なもの)
②利息相当額	0.002	全額負担：①の額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)×(調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
共同返還 合計金額(①+②)	0.04	
(2)その他、所属による返還 該当なし		
(3)その他、個人による返還 該当なし		

合計金額 (1)+(2)+(3)	0.04
-------------------------	-------------

3 預金通帳の追跡調査

(百万円)

(1)職員等の共同による返還		
項 目	金額	備 考
①納品ベース	7	不適正処理額のうち県費分によるもの(③の国費分を除く)
【内訳】 不適正分類： b・c	4	不適正処理額の10%を負担
d	2	全額負担
g	1	全額負担(※責任が不明確なもの)
②利息相当額	0.4	全額負担：①の額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)×(調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
共同返還 合計金額(①+②)	8	
(2)その他、所属による返還		
項 目	金額	備 考
①納品ベース		不適正処理額のうち県費分によるもの
【内訳】 e・f	6	所属で全額負担
②利息相当額 e・f	0.3	全額負担：①の額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)×(調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
所属返還 合計金額(①+②)	6	
(3)その他、個人による返還 該当なし		

合計金額 (1)+(2)+(3)	14
-------------------------	-----------

① 職員返還の基本的考え方

- 平成 15 年度～20 年度の管理職（主幹級以上）で在職している者（以下「現職管理職」という。）は、下記の目的で（仮称）職員返還会を設立する。
 - ・ 現職管理職による返還の推進
 - ・ 平成 15 年度～20 年度の管理職（主幹級以上）で既に退職している者（以下「退職管理職」という。）による返還の推進
 - ・ その他、県に与えた損害額の早期返還のための活動
- 現職管理職は、下記③の返還額を平成 22 年度末までに県に返還する。
- 業者プール金のうち交渉中の 216 百万円は、現時点では職員等の共同による返還に含めているが、引き続き強く返還交渉を続け、返還を求める。
- 平成 22 年度末において、退職管理職、所属・個人及び業者からの返還が完了しない場合の未返還額（以下「22 年度末要返還額」という。）は、平成 23 年 4 月からその時点で在職する管理職によるポストリレー方式により、県職員が責任を持って返還する。

② 返還総額

総額 10 億 5 千 1 百万円				
職員等からの返還金 905 百万円				ウ 業者プール金
ア 所属・個人 による返還	イ 職員等の共同による返還	827 百万円		
78 百万円	業者プール金		確定額	
	返還不能見込額	交渉中		
	56 百万円	216 百万円	146 百万円	
業者プール金 418 百万円				

③ 前・元特別職及び管理職の返還額

	返還額	対象人数			
		前・元特別職	現職	退職者	合計
前知事	1,000 万円	1 人			1 人
前副知事	300 万円	3 人			3 人
元出納長	250 万円	1 人			1 人
部長級	90 万円		22 人	114 人	136 人
次長級	70 万円		99 人	254 人	353 人
課長級	50 万円		278 人	272 人	550 人
主幹級	12 万円		1,247 人	1,285 人	2,532 人
合計		5 人	1,646 人	1,925 人	3,576 人

④ 返還方法

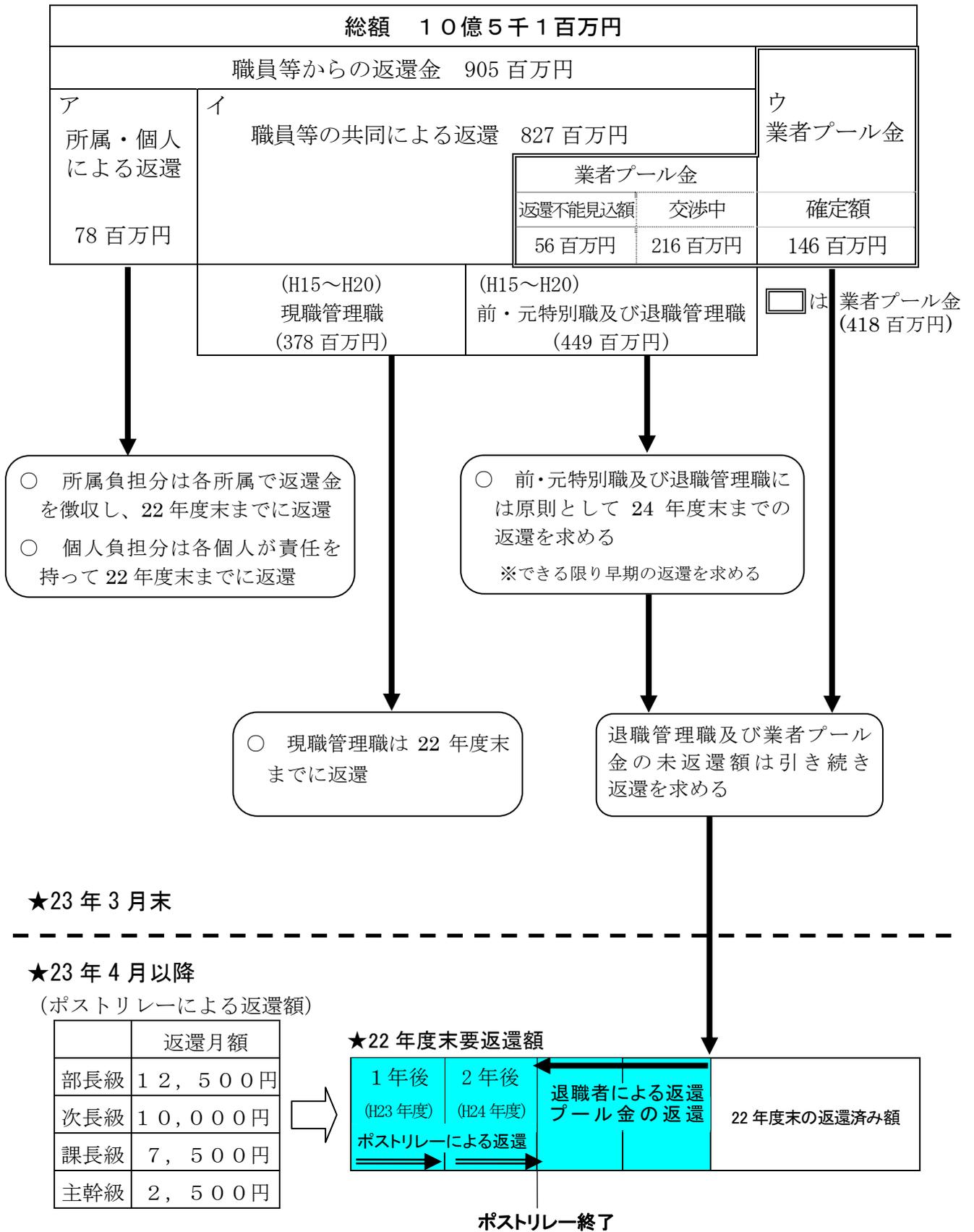
- ②のアの所属・個人による返還金は、各所属及び個人が平成 22 年度末までに返還する。
その際に平成 21 年度末までに退職する者は、残額を退職時に一括して返還する。
- ②のイのうち、現職管理職は、平成 22 年度末までに返還する。
その際に平成 21 年度末までに退職する者は、残額を退職時に一括して返還する。
- ②のイのうち、前・元特別職及び退職管理職には、返還予定計画の作成を求めた上で、原則として平成 24 年度末までの返還を求める。
ただし、できる限り早期の返還を求める。
- 22 年度末要返還額については返還を引き続き求めるとともに、平成 23 年 4 月からその時点での在職管理職によるポストリレー方式により返還を開始する。
- ポストリレー方式とは、管理職ポストごとに決定した下記返還月額を当該ポストに就いた者が返還することである。

(ポストリレー方式による返還額)

	返還月額
部長級	12,500円
次長級	10,000円
課長級	7,500円
主幹級	2,500円

- ポストリレー開始時において、「(仮称)職員返還会」に加入していない管理職(主幹以上)は、新たに「(仮称)職員返還会」に加入する。平成 24 年度以降も同様とする。
- このポストリレー方式による返還は、22 年度末要返還額が解消された時点で終了する。

⑤ 返還概要図



(10) 特別職の責任及び職員の処分・告訴等

今回実施した平成 15 年度から平成 20 年度までの調査において、「預け」等の不適正な経理処理がほぼ全ての所属において確認されたが、このことは、法令等を遵守し、全体の奉仕者たるべき公務員として許される行為ではなく、県民の期待や信頼を大きく損なう行為である。

今回の不適正な経理処理の背景には、職員のコンプライアンス意識が欠如しているとともに、幹部職員をはじめとする管理監督者が悪しき慣習とはいえ、長年に渡って不適正な経理処理を把握・是正してこなかったことが挙げられる。

このため、不適正な経理処理を直接行った担当者及びその管理監督者を処分するとともに、特に、本庁課長級以上の幹部職員の責任を厳しく問うこととする。

なお、警察本部の処分については、警察本部において別途定める。

① 特別職

ア 知事及び副知事

知事は、不正経理問題に対して、2,000 名を超える処分者を出した県庁の現職知事として、新生千葉県を再構築するため、自ら給料の 10 分の 3、3 月間を減額する。

副知事は、知事を補佐する立場にあることから、自ら給料の 10 分の 1、1 月間を減額する。

イ その他の特別職

代表監査委員、公営企業管理者及び教育長は、自ら給料の 10 分の 1、1 月間を自主返納する。

② 一般職の職員

ア 処分の考え方

(ア) 組織責任

長年にわたる不適正な経理処理を把握・是正できなかったことから、平成 15 年度から平成 20 年度までの間に、本庁課長級（管理職手当 20%相当）以上の職に就いていた幹部職員全員に、組織責任を問うこととし、戒告処分を行う。

(イ) 不適正な経理処理を直接行った責任及びその管理監督責任

平成 15 年度から平成 20 年度までに、不適正な経理処理を直接行った職員及びその管理監督者に対する処分については、「職員の処分基準」(46 ページ)に基づき行う。

[本年 9 月に公表した報告書の「処分の目安」との対比は、44～45 ページのとおり]

ただし、今後、新たな事実が判明した場合は、別途、厳正な処分を行う。

(ウ) 不適正な経理処理に係る処分の厳格化

今後、不適正な経理処理が行われた場合には、今回行う処分よりも一層厳しい処分を行う。

イ 処分者数（知事部局、公営企業、教育庁等を含み、県立学校、警察本部を除く）

(ア) 分類別 (単位：人)

処分 分類等		免職	停職	減給	戒告	文書訓告	嚴重注意	合計
組織責任		—	—	—	380	—	—	380
分類 a		—	—	—	—	—	115	115
分類 b、c、d 分類 e 1、f 1、f'		—	—	—	—	1,275	—	1,275
分類 e 2、f 2		—	—	—	10	—	—	10
分類 g	ア	—	—	—	—	—	—	0
	イ	—	—	—	9	—	—	9
	ウ	3	—	—	4	—	—	7
その他		1	1	5	21	—	—	28
合計		4	1	5	424	1,275	115	1,824

※ 処分済数（H21.3.31及びH21.6.29実施）：10人（免職3、減給6、戒告1）

※ 上記の他、退職派遣職員等について、県復帰時に処分予定（組織責任：5人、分類b～f'：2人）

(イ) 職位別（職位は処分時のもの） (単位：人)

職位 処分		部長級	次長級	課長級	主幹級	副主幹級 以下	合計
免職		—	—	—	—	4	4
停職		—	—	—	—	1	1
減給		—	2	2	1	—	5
戒告		35	125	232	14	18	424
文書訓告		—	6	34	283	952	1,275
嚴重注意		—	—	1	17	97	115
合計		35	133	269	315	1,072	1,824

※ 処分済数（H21.3.31及びH21.6.29実施）：10人（部長級2、次長級1、課長級3、主幹級1、副主幹級以下3）

※ 上記の他、退職派遣職員等について、県復帰時に処分予定（戒告：次長級2人、課長級3人、文書訓告：副主幹級以下2人）

(参考) 職員の処分基準 (新旧対照表)

平成21年9月9日報告書 (旧)

全庁調査における不適正の分類	処分の目安	
	管理監督者	担当者
a. 「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票 (消耗品等) の内容と同じ物品であるが、経理処理として不適正なもの	厳重注意	厳重注意
b. 支出伝票 (消耗品等) の内容とは異なる物品として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	文書訓告	文書訓告
c. 支出伝票 (消耗品等) の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品 (備品等) が納入されたもののうち、現物を確認できるもの (複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む)		
d. 支出伝票 (消耗品等) の内容とは異なる物品として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品 (備品等) が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物を確認できないもの		
e. 公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの		
f. 公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの		

g. その他、私的な流用があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず用途が不明なものなど		
ア. <u>個人的な費消が認められ、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例</u>	減給 戒告	免職 停職
イ. <u>個人的な費消が認められるが、金額やその他の事情を考慮し、悪質とまでは言えない事例</u>	文書訓告	減給 戒告
ウ. <u>個人的な費消は判明しないが、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例</u>	減給 戒告 文書訓告	免職 停職 減給
エ. <u>有価証券等を現金化したが、業務に使用したか確認できない事例</u>	文書訓告	戒告

※複数の分類に該当する職員については、「処分の目安」が重い分類を適用し、当該分類における「処分の目安」の中の適切な処分を行う。

※「g」分類の区分 (ア～エ) については、今後、詳細な調査を行い、変更されることもある。

(参考) 職員の処分基準 (新旧対照表)

職員の処分基準 (新)

区 分	対象職員	処 分
組織責任	幹部職員 (本庁課長級以上)	戒 告

不適正な経理処理の分類	職員への処分	
	管理監督者	担 当 者
a. 「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票 (消耗品等) の内容と同じ物品等であるが、経理処理として不適正なもの	嚴重注意	嚴重注意
b. 支出伝票 (消耗品等) の内容とは異なる物品等として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	文書訓告	文書訓告
c. 支出伝票 (消耗品等) の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品 (備品等) 等が納入されたもののうち、現物等を確認できるもの (複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む)		
d. 支出伝票 (消耗品等) の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品 (備品等) 等が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物等を確認できないもの		
e 1. 公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの		
f 1. 公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの		
f' <u>ア. 現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの</u> <u>イ. 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの</u>		
e 2. e 1 のうち、現金の返金又は納品させた有価証券等を現金化し、使用した事例	戒 告	
f 2. f 1 のうち、現金の返金又は納品させた有価証券等を現金化し、使用した事例		
g. その他、 <u>個人的な費消</u> があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	警察と情報交換を行い、新たな事実が判明した場合は、厳正な処分を行う。	
<u>ア. 納品の事実が明らかにならない事例 (業者からの確認が得られず、所属の関係職員が納品を否定している事例)</u>		
<u>イ. 現金の返金又は納品させた有価証券等の現金化が認められるが、個々の使途、金額が具体的でない事例 (組織・業務の使用や個人的な費消が確認できない事例)</u>		
<u>ウ. 個人的な費消が認められ、または、個人的な費消の可能性があり、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例</u>	減 給 戒 告	免 職

※ 1 複数の分類に該当する職員については、**最も重い分類を適用する。**

※ 2 所属管理の通帳から預金を引き出し、使用したと確認できた事例については、b～fに分類し、上記の処分基準の分類を適用する。

職 員 の 処 分 基 準 (新)

区 分	対象職員	処 分
組織責任	幹部職員（本庁課長級以上）	戒 告

不適正な経理処理の分類	職員への処分	
	管理監督者	担 当 者
a. 「翌年度納入」「前年度納入」「先払い」など支出伝票（消耗品等）の内容と同じ物品等であるが、経理処理として不適正なもの	厳重注意	厳重注意
b. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、業務に使用する消耗品等が納入されているもの	文書訓告	文書訓告
c. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、現物等を確認できるもの（複数の者による廃棄又は費消の証言があるものを含む）	文書訓告	文書訓告
d. 支出伝票（消耗品等）の内容とは異なる物品等として、公金としての支出が可能な他の支出科目の物品（備品等）等が納入されたもののうち、業務に使用したが、現物等を確認できないもの		
e1. 公金の支出として不適当だが、現物を確認することができ、かつ、職場において使用したもの		
f1. 公金の支出として不適当で、消耗品等であり現物を確認することができないが、組織として使用したもの		
f. ア. 現金を返金させ又は納品させた有価証券等を現金化し、組織・業務に使用したが、残金を保管しているもの イ. 返金させた現金又は納品させた有価証券等を使用せず保管しているもの		
e2. e1のうち、現金の返金又は納品させた有価証券等を現金化し、使用した事例		
f2. f1のうち、現金の返金又は納品させた有価証券等を現金化し、使用した事例	戒 告	戒 告
g. その他、個人的な費消があったものや、業務や職場における使用・納入が確認できず使途が不明なものなど	警察と情報交換を行い、新たな事実が判明した場合は、厳正な処分を行う。	
ア. 納品の事実が明らかにならない事例（業者からの確証が得られず、所属の関係職員が納品を否定している事例）		
イ. 現金の返金又は納品させた有価証券等の現金化が認められるが、個々の使途、金額が具体的でない事例（組織・業務の使用や個人的な費消が確認できない事例）		
ウ. 個人的な費消が認められ、または、個人的な費消の可能性があり、金額やその他の事情を考慮し、悪質と考えられる事例	減 給 戒 告	免 職

※1 複数の分類に該当する職員については、最も重い分類を適用する。

※2 所属管理の通帳から預金を引き出し、使用したと確認できた事例については、b～fに分類し、上記の処分基準の分類を適用する。

ウ 懲戒処分概要（組織責任を除く）

（ア）免 職

以下の4人を懲戒免職とする。

- （a）環境生活部環境政策課 副主幹 男性（46歳）＝ 逮捕・起訴済
（業務上横領罪）

総務部管財課勤務時の平成17年度に、適正な経理処理により購入し、業務上保管していた約55万円相当の有料道路回数券を、自己の用途に充てるため横領し、平成21年11月10日逮捕、11月30日起訴された。

- （b）山武農林振興センター 副主幹 男性（49歳）＝ 告訴（業務上横領罪）

土木部道路建設課及び県土整備部道路計画課勤務時の平成15年度から平成17年度に、公金（預け金）により業者に納品させたプラズマテレビやDVD再生機など二十数点、約400万円相当の電化製品を、自宅に持ち帰った。[本人は自宅に持ち帰り廃棄と主張]

なお、当該職員を、業務上横領罪により告訴する。

- （c）総務部知事室 副主査 男性（37歳）＝ 告訴（盗品に関する罪）

土木部道路建設課及び県土整備部道路計画課勤務時の平成15年度から平成16年度に、上記（b）に記載の職員が、公金（預け金）により業者に納品させたことを承知のうえ、ファクシミリなど約42万円相当の複数の電化製品を譲り受け、自宅において個人的に使用した。

なお、当該職員を、盗品に関する罪により告訴する。

また、下記（f）に記載の公金を詐取した元職員らと、平成17年度から平成20年度の4年間に、少なくとも五十回以上に渡り、支払いもせず飲食をもにした。

- （d）健康福祉部健康福祉政策課 主査 男性（44歳）＝ 告訴（業務上横領罪）

都市部下水道建設課及び県土整備部下水道課勤務時に生じた公金（預け金）により、同課から異動後の平成17年度及び平成19年度の二度に渡り、合わせて150万円分の図書カードを業者に納品させ領得した。[本人は廃棄と主張]

なお、当該職員を、業務上横領罪により告訴する。

また、都市部下水道建設課及び県土整備部下水道課勤務時の平成15年度から平成16年度の二度に渡り、合わせて100万円分の図書カードを業者に納品させ受領したが、その使途が不明である。

[参考：処分済]

- （e）農林水産部農林水産政策課 副主査 男性（36歳）（H21.3.31 処分済）

農林水産部農林水産政策課勤務時の平成19年度から平成20年度に、個人的に費消するため、虚偽の支出伝票を作成するなどして、公金約150万円を詐取し起訴された。[有罪判決が確定済]

- （f）県土整備部県土整備政策課 副主査 男性（37歳）（H21.6.29 処分済）

総合企画部水政課 副主査 男性（39歳）（H21.6.29 処分済）

農林水産部農林水産政策課勤務時の平成16年度から平成18年度に、飲食

など個人的に費消するため、共謀の上、虚偽の支出伝票を作成するなどして、公金約2,140万円を詐取し起訴された。[いずれも有罪判決が確定済]

(イ) 停 職

(a) 健康福祉部 本庁 副主幹級 男性(48歳) = 停職6月

上記(ア)の(f)に記載の公金を詐取した元職員らと、平成16年度から平成20年度の5年間に、少なくとも百回以上に渡り、飲食をともにした。[本人は応分の負担はしていたと主張]

(ウ) 減 給 [46ページの「g(ウ)」に該当]

(a) 上記(ア)の(a)に記載の職員に対する管理監督責任 3名

減給 1/10 3月

(b) 上記(ア)の(e)に記載の職員に対する管理監督責任 1名

減給 1/10 3月

(c) 上記(ア)の(f)に記載の職員(37歳)に対する管理監督責任 1名

減給 1/10 3月

(エ) 戒 告

(a) 現金の返金又は納品させた有価証券等の現金化が認められ、担当者は組織運営費に充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例 [46ページの「g(イ)」に該当]

a 水道局本局 主幹級 男性(56歳)

県土整備部本庁勤務時の平成15年度に、公金(預け金)から納品させた商品券など約200万円相当を現金化し、冠婚葬祭費、タクシー代、懇談会経費の一部負担などに充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例(当時の管理監督者1名も戒告)

b 総合企画部出先機関 副主幹級 男性(63歳)

農林水産部出先機関勤務時の平成16年度から平成17年度に、公金(預け金)から納品させたビール券など約140万円相当を現金化し、庁舎の維持管理工事や印刷機の購入などに充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例(当時の管理監督者1名も戒告)

c 総合企画部本庁 副主幹級 男性(61歳)

県土整備部出先機関勤務時の平成17年度から平成19年度に、公金(預け金)から現金約30万円を返金させ、災害対応時の夜食代、高速道路料金などに充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例(当時の管理監督者1名も戒告)

d 農林水産部出先機関 副主幹級 男性(62歳)

県土整備部出先機関勤務時の平成 15 年度から平成 16 年度に、公金（預け金）から現金約 50 万円を返金させ、災害対応時の夜食代、冠婚葬祭費などに充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例

e 総務部出先機関 副主幹級 男性（62 歳）

県土整備部出先機関勤務時の平成 17 年度から平成 19 年度に、公金（預け金）から現金約 20 万円を返金させ、災害対応時の夜食代、冠婚葬祭費などに充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例

f 県土整備部出先機関 主査級 男性（43 歳）

県土整備部出先機関勤務時の平成 16 年度から平成 17 年度に、公金（預け金）から納品させた図書カードなどを現金化し、約 10 万円を災害対応時の夜食代、研修会負担金などに充てたと証言しているが、複数職員の証言等を得られず、個々の使途、金額が具体的でない事例

(b) 現金の返金又は納品させた有価証券等の現金化が認められ、組織運営費として複数職員の証言等により、個々の使途は明らかになっているが、公金の支出として不適当な事例 [46 ページの「e 2」、「f 2」に該当]

a 平成 18 年度から平成 20 年度の県土整備部出先機関において、公金（預け金）からの返金約 9 万円を、管内関係団体総会費などに充てた事例（当時の管理監督者 2 名を戒告）

b 平成 16 年度の教育庁出先機関において、公金（預け金）から納品させた商品券約 5 万 5 千円相当分を現金化し、慰労昼食会経費に充てた事例（当時の管理監督者 1 名を戒告）

c 平成 17 年度の教育庁出先機関において、公金（預け金）から納品させた収入印紙約 6 万円相当分を現金化し、手土産代に充てた事例（当時の管理監督者 1 名を戒告）

d 平成 15 年度から平成 16 年度の教育庁本庁において、公金（預け金）から納品させた収入印紙約 38 万円相当を現金化し、職員の時間外勤務時の食事代などに充てた事例（当時の管理監督者 3 名を戒告）

e 平成 18 年度から平成 19 年度の教育庁本庁において、公金（預け金）から納品させた収入印紙約 56 万円相当を現金化し、職員の時間外勤務時の食事代などに充てた事例（当時の管理監督者 3 名を戒告）

(c) 預金通帳から現金を引出し、公金の支出として不適当なものに充てたと確認できた事例 [46 ページの「e 2」、「f 2」を適用]

a 平成 18 年度から平成 20 年度の農林水産部出先機関において、銀行預金（公金）から合計約 44 万円を引出し、c 分類の管内関係団体総会費のほか、災害対応時の夜食代、来庁者の昼食代などに充てた事例（当時の管理監督

者7名を戒告)

- b 平成17年度から平成20年度の農林水産部出先機関において、銀行預金(公金)から合計約82万円を引出し、運送費、団体負担金などc分類のもののほか、船舶お札代などに充てた事例(当時の管理監督者3名を戒告)
- c 平成20年度の農林水産部出先機関において、銀行預金(公金)から合計約120万円を引出し、庁舎修繕費、公用車修理費などb分類のもののほか、来庁者の昼食代などに充てた事例(当時の管理監督者1名を戒告)
- d 平成16年度から平成20年度の県土整備部出先機関において、銀行預金(公金)から合計約400万円を引出し、庁舎修繕費、備品購入費などc、d分類のもののほか、冠婚葬祭費、災害対応時の夜食代、来庁者の昼食代、来庁者との懇談会経費の一部負担などに充てた事例(当時の管理監督者5名を戒告)
- e 平成18年度から平成20年度の県土整備部出先機関において、銀行預金(公金)から合計約150万円を引出し、備品購入費、高速道路料金などのc、d分類のもののほか、災害対応時の夜食代、来庁者の昼食代、来庁者との懇談会経費の一部負担などに充てた事例(当時の管理監督者3名を戒告)
- f 平成19年度から平成20年度の県土整備部出先機関において、銀行預金(公金)から合計約4万円を引出し、b分類の備品購入費のほか、冠婚葬祭費、視察者昼食代などに充てた事例(当時の管理監督者1名を戒告)
- g 平成17年度から平成18年度の県土整備部出先機関において、銀行預金(公金)から合計約40万円を引出し、冠婚葬祭費、災害対応時の夜食代、地元説明会のお茶代などに充てた事例(当時の管理監督者1名を戒告)

(d) 上記(ア)の(b)に記載の職員に対する管理監督責任 2名[46ページの「g(ウ)」に該当]

(e) 上記(ア)の(d)に記載の職員に対する管理監督責任 2名[46ページの「g(ウ)」に該当]

(オ) その他

管理監督者の多くは既に退職しており、その責任を問うことができない。

③ 警察への告訴及び今後の対応

ア 告訴

これまでの内部調査により、特に悪質と考えられる3事例[47ページ上記②のウの(ア)の(b)～(d)]については、担当者等を懲戒免職とするとともに、それぞれ告訴する。

また、公金により業者から商品券等を納品させて現金化した数百万円が使途

不明になっている事例について、本人は組織運営費に充てたと証言しているが、その用途を明らかにできず、他の職員の証言も得られないなど個人的に費消した蓋然性が高いことから、業務上横領罪により告訴する。

上記のとおり、4事例4人について告訴する。

イ 今後の対応

職員による詳細な調査を行ったが、

「g分類・ア（納品事実不明）」の「納品の事実が明らかにならない事例（業者からの確証が得られず、所属の関係職員が納品を否定している事例）」（46ページ「g（ア）」）は46,640千円、

「g分類・イ（現金使途不明）」の「現金の返金又は納品させた有価証券等の現金化が認められるが、個々の使途、金額が具体的でない事例（組織・業務の使用や個人的な費消が確認できない事例）」（46ページ「g（イ）」）は11,725千円、

「g分類・ウ（告訴する事例等）」の、個人的な費消が認められるものやその疑いがある事例が33,765千円という結果となった（下記〔参考：g分類の総括〕参照）。

また、通帳については、過去から引き継がれたケースが多く、その使途が不明若しくは使途の記録が分からないものが多かった。

しかしながら、県民から預かった財産の一部が依然として使途不明であることから、「g分類・ウ」の告訴する事例以外についても、警察と情報交換するなど適切に対応していく。

〔参考：g分類の総括〕

区 分	9/9報告書	12/18報告書	増減
	納品額①	納品額②	(②-①)
1 g分類からa～f'分類への分類変更	4,781千円	0千円	▲ 4,781千円
2 g分類・ア(納品事実不明)	46,386千円	46,640千円	254千円
3 g分類・イ(現金使途不明)	11,699千円	11,725千円	26千円
4 g分類・ウ(告訴する事例等)	31,726千円	33,765千円	2,039千円
合 計	94,592千円	92,130千円	▲ 2,462千円
(知事部局+教育庁)	91,373千円	88,911千円	▲ 2,462千円
(病院局)	3,219千円	3,219千円	0千円

※ 上記区分4は、告訴する事例の他、元職員（懲戒免職済み）が関与した事例などを含む。

④ 処分等の実施時期

ア 特別職

知事・副知事は、平成 21 年 12 月議会に給料の減額のための条例を提案（12 月 22 日）する。

代表監査委員、公営企業管理者及び教育長は、上記条例の施行に合わせて、自主返納する。

イ 一般職の職員

（ア）告訴

平成 21 年 12 月 18 日

（イ）懲戒処分（免職・停職）

平成 21 年 12 月 18 日

（ウ）その他の処分

平成 21 年 12 月 22 日

(1 1) 不適正な経理処理の原因

今回の追加調査によって判明した不適正経理処理の原因については、以下のとおりである。

① 賃金調査

今回判明した不適正処理は、勤務日数の集計処理に誤りがあったことについて、事後確認が十分に行われていなかったことによるものであった。

② 委託料調査

今回判明した不適正処理は、成果品の翌年度納入であった。委託業者に対する業務進行管理の不十分、また、やむを得ない理由で成果品が遅れた際に、予算の繰越措置を行わなかったなど、予算の単年度主義に対する職員の意識の低さがあった。

③ 使用料及び賃借料調査

平成21年11月に、職員が、業務に使用するために保管していた有料道路回数券を払い戻し、換金した金を私的に流用したことにより逮捕された事件が発覚した。

この事件では、職員が回数券の保管されている鍵を持ち、管理する帳簿には回数券の購入日と使用日、枚数のみを記載し、交付先である使用した職員名や用途は何も記入されていなかった上、交付申請書などの決裁もされていなかった。

今回の調査でも、多くの所属において、適正な経理処理で購入された物品であっても、その後、出納簿を正確に記載せずに適正な物品管理が行われていないことが確認された。

④ 経理処理全般

「平成21年9月の報告書」の公表後も、「g」分類の詳細な調査、平成20年度分の追加調査や需用費以外の科目の調査を行ってきたが、職員のコンプライアンス意識が欠如していることや、予算は使い切るものと考えているなど、公金の原資が県民からの貴重な税金であり、その使い方についても公正性が求められるという意識が著しく低下していたこと、また、県庁全体において長年の慣習や前例踏襲により、組織的に不適正な経理処理が行われていたことが、改めて明らかになった。

今後、以上のような不適正な経理処理が発生した原因を検証し、再発防止策を早急に講ずるとともに、引き続き特別監察の中で、調査を実施していくこととする。

(12) 改善策・再発防止策

「平成21年9月の報告書」に記載した改善策・再発防止策に対し、主な変更箇所（新たな策及び進捗があった部分）に下線を引いている。

① 職員の意識改革

ア 職員としての心得の周知（総務課／速やかに実施）

コンプライアンス（法令遵守）の徹底や公務員倫理等、職員として必ず知っておかなければならない事項を「職員としての心得（仮称）」としてまとめ、庁内ホームページに順次掲載していく。今後も更にその内容の充実を図っていく。

なお、今後策定予定のコンプライアンス基本指針の中でも同様なものを作成する予定であり、内容、対象範囲、配布方法等について、それとの調整を図ることとする。

イ 公務員倫理研修の充実強化（総務課／速やかに実施）

現在、管理職を対象とした「育成指導者研修」において平成21年度から新たに公務員倫理研修を実施するとともに、「新採職員研修」、「新任所属長研修」及び「基本研修」における公務員倫理研修についても、具体的な事例を中心とした研修を行っている。これらの各研修について、研修の手法を見直し、更なる充実強化を図る。

また、緊急の取組みとして、本年11月に部長及び所属長等を対象として外部講師を招いてコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透と問題意識の共有を図った。

ウ 物品契約・財務会計事務担当者研修の充実強化（管財課・出納局／速やかに実施）

財務会計事務担当者研修（財務会計事務研修、出納局・室新任職員研修、財務情報システム操作研修）については、今年度実施の研修からコンプライアンスの徹底や公務員倫理等を取り入れ、制度の正確な理解と法令順守意識の徹底を図っている。

また、物品契約事務担当者研修会については、平成22年度からコンプライアンスの徹底や公務員倫理等の内容を加えることによって、制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図ることとする。

なお、今年度中に、平成22年度からの物品調達制度の変更について、物品調達事務担当者及び財務会計事務担当者に対し説明会を行う予定であり、その説明会においてコンプライアンスの徹底等について、改めて周知徹底する。

エ 国庫補助事業に係る事務担当者研修の実施（県土整備部ほか／速やかに実施）

これまで、国庫補助事業に係る事務担当者を対象とした研修がなかったため、今年度内に会計事務に関する研修を実施し、さらに、今後は、毎年度1回、補助事業の内容や事務手続、付帯事務費の算定基準や経理方法等の実務研修を実施することによって、制度の正確な理解や法令遵守意識の徹底等を図ることとする。

オ コンプライアンス委員会の設置等（総務課／速やかに実施：53～61ページ参照）
県庁のコンプライアンスを推進するため、外部有識者で構成する「コンプライアンス委員会」及び知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」を併せて平成21年11月27日に設置した。今後、これらの組織を活用し、具体的な取組を強力に推進していく。

カ 処分の厳格化等（総務課／速やかに実施）

不適正な経理処理を二度と発生させないため、今後、不適正な経理処理が行われた場合には、今回行う処分よりも一層厳しい処分を行う。

また、目標チャレンジプログラム（※）において、中間フォロー時（10月～11月）の取組みとして、経理事務を含めた適正な職務行動について、対話等を通じて改めて指導を図った。

※ 毎年度、職員各自が業務上の目標を設定し、上司と対話することによって、目標の達成状況を評価する仕組みのこと。

② 物品調達・物品管理システム等の見直し

ア 物品購入の計画的執行（全所属／速やかに実施）

今年度中に実施する物品調達事務担当者説明会において、日頃からの適正な在庫管理を徹底するとともに、計画的に予算執行するよう、各所属担当者に対し意識付けを行う。

イ 物品調達制度の見直し（管財課／平成22年度から実施）

物品調達事務が同一の所属内で行われてきたことを見直し、物品を集中的に調達する機関を設置することによって不適正な経理処理の防止を図ることとする。

具体的には、各所属で使用する共通消耗品については集中調達機関で単価契約を締結する。また、共通消耗品以外で一定額以上のものは集中調達機関で調達することとする。

さらに、新たな調達方法として、集中調達機関が行う見積り合わせにおいて、オープンカウンター（公開見積り合わせ）方式を導入する。

ウ 納品書の徴取・納品物の確認の徹底等（出納局・管財課／速やかに実施）

平成21年9月18日から、物品の履行確認に当たって、納品書を徴取し、検査を命ぜられた職員（所属長又は所属長が指定した発注担当者以外の職員）が納品書により納品物を確認するとともに、見積書等と照合を行うこととした。

履行確認後、納品書に日付及び検査済みの旨を付記し、自署及び押印し、支出負担行為支出伝票に添付することとした。

なお、これらを含めて財務規則、運用通達、支出事務の手引等、規定の整備を進めている。

また、支出証拠書類として添付する業者から提出される見積書、納品書及び請求書の伝票番号の統一の必要性について検討する。

エ 支出事務の効率化の検討（出納局／検討を進める）

日常業務で使用する消耗品等の小口の物品調達についての支出手続の効率化を図るため、ある程度の期間をまとめて支払いできるよう、その必要性を含めて検討を進める。

管財課が検討している物品調達制度の見直しの内容（所属における物品購入の制限等）と大きく関わるため、調達制度の進捗状況を見極めながら検討を進めている。

オ 関与した業者の指名停止等（管財課／速やかに実施）

平成21年10月6日に「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」を改正し、千葉県職員による不適正な経理処理に関与したときは、関与した業者に対し指名停止（指名停止期間：1ヶ月以上9ヶ月以内）を行う旨明記した。

なお、9月下旬に、物品等入札参加業者適格者名簿登載業者に対し、不適正な経理処理の防止について、協力を依頼した。

カ 物品管理システムの改善（管財課／速やかに実施）

不適正に取得したものを含め、各所属にある消耗品及び備品について、記載省略できるものを除き、消耗品出納簿や備品出納簿への記載を確認し、適正に管理するよう周知徹底する。

また、使用料及び賃借料で購入した金券類については、適正に管理簿等で管理する。

また、備品の管理について、バーコードシールの貼付等一括管理する方法等について、今後、他県の事例等を調査し、研究していく。

キ 物品調達に関するガイドラインの作成の検討（財政課／検討を進める）

他の都道府県等の状況を踏まえ、物品のうち公費で購入できるもののガイドラインの作成を検討する。

ク 物品調達に係る電算システムの研究（管財課／検討を進める）

物品調達において、人為的な不正行為を防止するため、電算システムにより、どのような防止対策が可能かを研究していく。

ケ 支出状況に関する情報公開のあり方の検討（総務課・出納局／検討を進める）

他の都道府県等の状況を参考に、よりわかりやすい支出状況の情報開示の方策を検討する。

③ 予算執行等の見直し

ア 予算計上額のゼロベースでの（実態に合わせた）見直し

（財政課／速やかに実施）

需用費、備品購入費など、科目ごとの過大・過小計上については、現在、編成作業中の平成22年度当初予算において、必要な見直しを行っている。

イ 予算流用手续の迅速化・柔軟化・簡素化（財政課／速やかに実施）

予算流用について、迅速・柔軟に対応するとともに、手続きの簡素化について、他県の事例等も踏まえて検討を行っている。

ウ 予算節減・コスト意識の徹底（財政課／速やかに実施）

2月補正予算において、執行残については、必ず減額補正することとしている。また、補正予算編成後の執行残についても不用額とするよう、再度、周知徹底する。

④ 内部牽制の強化

ア 再発防止・特別監察組織の設置（総務部内に平成21年10月に設置済）

不適正経理に係る再発防止策の検証や特別監察等を実施するため、平成21年10月1日に、総務部内に「特別監察室」を新設した。

イ 検査体制の強化（出納局ほか／速やかに実施）

出納局における会計検査について、検査対象としては出先機関が中心であることから、対象範囲を本庁各課を含めて拡大することとし、検査は原則毎年度1回実施する。

また、従来の書類検査が中心であった検査方法を見直し、需用費以外に業者との取引が多い支出科目（役務費、使用料、調査委託費、備品購入費など）についても、物品等と帳簿との照合確認検査を行うとともに、必要に応じて納品業者の協力を得て、業者帳簿と支出伝票との照合確認を行うこととする。

なお、監査委員が行う監査の際、業者帳簿との照合を行うなど、監査機能の強化について検討を要する。

すでに10月の検査から備品等の証拠書類、出納簿、現物の照合検査を強化するとともに、不適正な経理処理で取得した物品（備品）の整理等についても指導している。

ウ 人事異動における経理事務担当者の配置換えの推進

（総務課／平成22年度から実施）

今後、人事異動において、経理事務を一定期間担当した職員を配置換えするとともに、経理事務を経験していない職員にも経理事務を経験させるよう、ジョブローテーションの一層の推進を図る。

エ 内部通報制度の周知徹底（総務課／速やかに実施）

不正経理に関する匿名の内部告発があった平成9年当時は、現在の内部通報制度のような体制が確立されておらず、取り上げることができなかった。

本県の内部通報制度については、平成18年4月より施行されており、職員向けには平成21年9月17日に庁内ホームページを通じて、取引業者向けには平成21年10月1日に文書により、改めて周知徹底を図った。

また、これまでは通報窓口として弁護士1名を外部調査員として委嘱していたが、平成21年11月27日以降、コンプライアンス委員会の委員4名（弁護士3名、公認会計士1名）を外部調査員とすることとし通報窓口の拡充を図るとともに、委員会において通報事案への対応の検証及び助言を行うこととした。

⑤ 国庫補助事業の事務費に関する改善事項

ア 補助簿の整備（農林水産部ほか／速やかに実施）

国庫補助事業の事務費について、国庫補助事業と県単独事業との事務費を明確に区分できていなかったことから、今後は、補助簿（予算額・支出額・予算残額等がわかる帳簿）の整備を徹底することとする。

イ 補助事業担当者と予算担当者との連携の徹底等

（農林水産部ほか／速やかに実施）

今後は、事務費の不用額等を正確に把握するために、補助事業担当者と予算担当者が連携を図り、事務費の不用額等を正確かつ早期に把握し、必要な支出科目へ振り替えるなど、適切な執行を徹底する。

ウ 国に対する補助制度の運用上の要望（県土整備部ほか／検討を進める）

補助事業間における事務費の流用の弾力化、補助金の減額変更等の弾力化、事務費における費目（人件費・庁費・工事雑費・普通旅費・日額旅費等）の構成比率基準の廃止等、国に対して、国庫補助制度の運用上の見直しを要望していく。

(13) 不適正な経理処理で取得した物品等の取扱いに関する進捗

① 保有している現金及び預金

現金及び預金については、各所属において収入の手続きを執り、県の歳入として納入させた。

(単位：千円)

	種別	9月公表時金額 (ア)	精査後の金額 *1 (イ)	差 *2 (イ) - (ア)
知事部局	現金	10,350	10,595	245
	預金	12,663	12,902	239
	小計	23,013	23,497	484
公営企業等	現金	271	271	0
	預金	0	0	0
	小計	271	271	0
合計		23,284	23,768	484

*1 精査後の金額については、全額が既に県の歳入として納入されている。

*2 (ア) と (イ) の額に差が生じる理由は、現金については、所属における再確認により新たに発覚したものがあつたこと、預金については、日数の経過により利息が付与されたこと等による。

② 保有している金券類

金券類については、その種類に応じて、「平成21年9月の報告書」の44ページで示した以下のとおりの手続きを進めているところである。

○切手類

業務に活用可能な切手、はがきについては、消耗品出納簿への記載や、県庁からの郵便物の発送業務用に保管換えを行った。

(単位：千円)

	9月公表時金額 (ア)	精査後の金額 *1 (イ)	差 *2 (イ) - (ア)
知事部局	13,033	13,253	220
公営企業等	6	6	0
合計	13,039	13,259	220

*1 精査後の金額については、全て保管換えが行われている。

*2 (ア) と (イ) の額に差が生じる理由は、所属における再確認により新たに発覚したものがあつたことや数え間違いによる。

○その他

各所属において業務に活用可能な物品については、消耗品出納簿に記載のうえ、活用を図る。

なお、当該所属において業務に活用の予定がない場合については、活用の見込みのある所属と協議の上、保管換えの手続を執り、その活用を図る。

今後、業務に使用する見込みのないビール券、商品券等については、売り払いの手続を執り、売り払い代金を県の歳入として納入させる。

(14) 公社等外郭団体の調査

県が出資している団体のうち、公社等外郭団体指導指針に基づき、千葉県公社等運営協議会を構成する団体及び県が25%以上を出捐又は出資している団体に対しても、県の調査に準じた調査の実施を依頼した。

現在、各団体において自主的な調査を進めているところであるが、公社等を指導する公社等連絡協議会や関係主務課が調査内容を確認した後、特別監察室において平成21年度末を目途に取りまとめる。

調査方法

- 対象団体 41 団体
- 実施主体 公社等運営協議会（対象：公社協加入団体 14 団体）
主務課（対象：公社協非加入団体 27 団体）
- 対象期間 平成 15 年～20 年度会計
- 対象費目 県における需用費のうち、消耗品費に相当する支出について、県の調査方法に準じて調査を行う。また、不適正な経理処理によるプール金や現金等保有の有無についても調査する。

2 県立学校に係る調査等

(1) 需用費調査

① 調査の実施方法

教育庁内に「県立学校調査チーム」を設置し、県立学校 158 校(20 年度 159 校)を対象として、知事部局等で実施した全庁調査と同じ方法により、平成 15 年度から平成 20 年度までの需用費（主として消耗品）の調査を行った。

② 調査の結果

ア 需用費調査結果

需用費調査は、需用費のうち、主として消耗品費の支出 2,834,690 千円をベースに、業者から提供された帳簿との突合を行い、不適正な経理処理の実態を明らかにしたものである。

この結果、不適正処理額は 272,092 千円（9.6%）であり、159 校中 126 校（79.2%）において、不適正な経理処理があることが確認された。

このうち、私的な流用が疑われるものや、業務や職場における使用・納入が確認できず用途が不明なものはなく、不適正な現金や金券類の保有は確認されなかった。また、国庫返還金は無かった。

なお、業者からは 124 業者（852 校分）中、109 業者（619 校分）の帳簿を入手し、帳簿入手率は 72.7%であった。ただし、金額ベースで 1,570,526 千円は突合できず、不突合率は 55.4%となっている。これは、帳簿を提出していない業者の支出額が多いことや、提出はされたが納品名が記載されていないなどの不備による。

集計結果

(ア) 本県独自の分類（納品ベース）による集計結果（平成 15～20 年度分）

（金額の単位：千円 分類：2ページ参照）

	調査対象額	所属数	不適正処理額合計	所属数	内訳（本県独自の不適正な納品物の分類）							
					a	b	c	d	e	f	f'	g
集計値	2,834,690	159	139,960	126	80,667	37,799	21,494	0	0	0	0	0
	比率 (比率)		4.9% (100%)		2.8% (57.6%)	1.3% (27.0%)	0.8% (15.4%)	—	—	—	—	—
集計値 + 推定値	2,834,690	159	272,092	126	146,699	81,928	43,465	0	0	0	0	0
	比率 (比率)		9.6% (100%)		5.2% (53.9%)	2.9% (30.1%)	1.5% (16.0%)	—	—	—	—	—

(イ) 会計検査院準拠区分（支出ベース）による集計結果（平成15～20年度分）

（金額の単位：千円）

	調査対象額	所属数	突合できた額	不適正処理額合計	所属数	内訳（態様別・会計検査院準拠区分）						突合できなかった額
						預け金	一括払い	差替え	先払い	翌年度納入	前年度納入	
集計値	2,834,690	159	1,264,164	93,960	124	15,010	6,963	13,483	3,261	48,586	6,657	1,570,526
	比率		44.6%	3.3%		0.5%	0.3%	0.5%	0.1%	1.7%	0.2%	55.4%
	(比率)			(100%)		(16.0%)	(7.4%)	(14.3%)	(3.5%)	(51.7%)	(7.1%)	
集計値 + 推定値	2,834,690	159		226,092	124	42,424	17,494	33,109	7,798	110,754	14,513	
	比率			8.0%		1.5%	0.6%	1.2%	0.3%	3.9%	0.5%	
	(比率)			(100%)		(18.8%)	(7.7%)	(14.6%)	(3.5%)	(49.0%)	(6.4%)	

イ 本県独自の分類（納品ベース）の状況

全庁調査と同様に、納品に着目し、対象業者から提出のあった帳簿等からの情報により、「不適正」な納入物品等の分類を判定した。

不適正の分類を「a」から「g」とし、その集計額は139,960千円である。

なお、業者帳簿が入手できなかったものがあり、この部分については突合して不適正処理額を集計することができなかったために、全庁調査と同様の方法により、不適正処理額を推定した。

推定額を加えた不適正処理額総額は272,092千円で、調査対象額2,834,690千円に対する不適正処理率は9.6%となる。

この272,092千円が、後述する「(4) 職員等からの返還金」の算定根拠となる。

「a」分類から「g」分類のうち、126校において「a」、「b」、「c」の3分類が確認された。なお、現時点においては「d」～「g」は確認されなかった。

「a」～「c」の発生原因については概ね全庁調査と同じであり、内容は翌年度納入によるものが多かった。

(ア) 分類別概要

「a」分類について

○ 「a」分類は118校で80,667千円が確認された。推定値を加えた金額は146,699千円である。不適正分類全体の53.9%を占めており、最も金額が多い。

「b」分類について

○ 「b」分類は65校で37,799千円が確認された。推定値を加えた金額は81,928千円である。不適正分類全体の30.1%を占めている。

「c」分類について

○ 「c」分類は54校で21,494千円が確認された。推定値を加えた金額は43,465千円である。不適正分類全体の16.0%を占めている。

「d」～「g」分類について

- 現時点においては、「d」～「g」分類は確認されなかった。

ウ 会計検査院準拠区分（支出ベース）の状況

会計検査院が実施している検査に準拠し、不適正の区分をしたものである。

需用費調査対象額 2,834,690 千円に対して、支出ベースの不適正処理額は 93,960 千円、不適正処理率は 3.3%である。

なお、業者帳簿が入手できなかったもの、又は学校の支出伝票が廃棄されるなどにより、突合できなかったものの額は、1,570,526 千円で、その比率は 55.4%となっている。

そこで、全庁調査と同様に、不適正処理額を推定したが、この推定値を加えた不適正処理額の総額は 226,092 千円で、不適正処理率は 8.0%である。

最も多かったものは翌年度納入で、不適正処理額全体の 49.0%を占める。次いで、預け金の 18.8%、差し替えの 14.6%の順となっている。

(ア) 区分別概要

「預け金」について

- 預け金は、23校で15,010千円が確認された。推定値を加えた金額は42,424千円である。不適正処理額全体の18.8%を占めている。

「一括払い」について

- 一括払いは、22校で6,963千円が確認された。推定値を加えた金額は17,494千円である。不適正処理額全体の7.7%を占めている。

「差替え」について

- 差替えは、65校で13,483千円が確認された。推定値を加えた金額は33,109千円である。不適正処理額全体の14.6%を占めている。

「先払い」「翌年度納入」「前年度納入」について

- 先払いは、19校で3,261千円が確認された。推定値を加えた金額は7,798千円である。不適正処理額全体の3.5%を占めている。
- 翌年度納入は、105校で48,586千円が確認された。推定値を加えた金額は110,754千円である。全体の49.0%を占めている。
- 前年度納入は、63校で6,657千円が確認された。推定値を加えた金額は14,513千円である。全体の6.4%を占めている。

(2) 需用費以外の科目の調査

知事部局等で実施した全庁調査と同じ方法により、対象科目を拡大して、平成15年度から平成20年度までの賃金及び旅費について抽出調査を行った。(学校では全庁調査の調査対象基準に該当する調査委託業務がないため、委託料の調査は実施しなかった。)

賃金の調査対象校 6校 平成15年度～20年度の予算令達校から抽出

旅費の調査対象校 6校 地区別に1校を抽出

また、使用料及び賃借料についても、全庁調査と同様に、不正な取扱いがないかを確認するため調査を行うこととした。

① 賃金調査

賃金調査において、今回の調査では、不適正処理は確認されなかった。

集計結果

(金額の単位:千円)

	ア 調査対象 額	アのうち 不適正 処理額	イ 調査対象 校数	ウ 調査対象 人数	イのうち 不適正処理 該当校数	ウのうち 不適正 該当人数
県立学校	9,450	0	6	52	0	0

② 旅費調査

旅費調査において、今回の調査では、不適正処理は確認されなかった。

集計結果

(金額の単位:千円)

	ア 調査対象 額	アのうち 不適正 処理額	イ 調査対象 校数	ウ 調査対象 件数	イのうち 不適正処理 該当校数	ウのうち 不適正 該当件数
県立学校	5,213	0	6	2,144	0	0

③ 使用料及び賃借料調査

ハイウェイカード、有料道路回数券等の購入実績があるか調査したが、購入実績のある学校はなかった。

集計結果

(金額の単位:千円)

	ア 調査対象 額	アのうち 不適正 処理額	イ 調査対象 校数	ウ 調査対象 件数	イのうち 不適正処理 該当校数	ウのうち 不適正 該当件数
県立学校	0	—	0	0	—	—

(3) 業者プール金の返還

業者プール金については、業者ごとに返還金額を確定するための交渉を行い、全ての業者に金額の確認ができたため、速やかに全額返還を求めている。

(金額の単位：千円)

	プール金額	返還状況		
		確定額	交渉中の額	回収不可能額
県立学校	2,530	2,530	0	0

(4) 職員等からの返還金

① 職員返還の考え方

不適正経理処理により県に与えた損害額については、知事部局及び教育庁と同じ考え方により、県立学校の職員等が負担する。

(金額の単位：万円)

職員等の共同による返還		
項目	金額	備考
①納品ベース	1,254	【負担の考え方は、34ページの表1参照】
【内訳】 不適正分類：b・c	1,254	入札による購入との差額として、不適正処理額の10%を負担
②利息相当額	75	全額負担：合計額の1.59%/年(6年間の県債の平均利率)×(調査期間6年間の1/2+H21年度の9ヶ月分)
③プール金のうち、回収不能額	0	全額負担
④その他、調査・返還等に係る経費	49	
職員等共同返還 合計金額 (①+②+③+④)	1,378	

② 職員等の役職に応じた返還額

県立学校の管理職等が、分担して返還する。

(単位：人)

	返還額	対象人数		
		現職	退職者	合計
校長	20,000円	152	217	369
教頭	16,000円	258	25	283
事務長	16,000円	198	75	273
合計		608	317	925

(5) 職員の処分

知事部局及び教育庁と同じ考え方により、職員への処分を行う。
悪質な行為者はいなかったため、刑事告訴・告発は行わない。

懲戒処分以外の処分者数 462人 (単位:人)

区分	校長	事務長	経理担当者	合計
文書訓告	56	43	77	176
厳重注意	51	84	151	286
合計	107	127	228	462

(6) 不適正な経理処理の原因

今回の調査によって判明した不適正経理処理の原因については、知事部局及び教育庁と同様である。

(7) 改善策・再発防止策

改善策・再発防止策については、知事部局及び教育庁と同じく実施する。

3 「千葉県経理問題特別調査外部審査委員会」による検証作業

今回の追加調査についても、平成 15 年度から 19 年度までの全庁調査と同様に、透明性の確保や県民に対する説明責任を果たすとともに、客観的かつ公正な第三者の立場から県の内部調査についてご意見をいただくために、平成 21 年 7 月 28 日に設置した「千葉県経理問題特別調査外部審査委員会」による検証作業を実施した。

※敬称略

氏 名	職 業
さ な だ の り ゆ き 真 田 範 行	弁 護 士
わ か さ ま さ る 若 狭 勝	弁 護 士
き く ち ひ で き 菊 地 秀 樹	弁 護 士
わ か ま つ ひ ろ ゆ き 若 松 弘 之	公 認 会 計 士

(1) 外部審査委員会の開催状況等

平成 21 年 12 月 1 日（火）第 6 回開催（県庁中庁舎 3 階第 1 会議室）

出席者 真田委員（会長）、若狭委員、菊地委員、若松委員

- 議 題
1. 平成 20 年度需用費の追加調査結果等について
 2. 今後の取組みについて
 3. 県立学校の調査結果について
 4. 職員の告訴及び処分について

なお、平成 21 年 12 月 2 日以降、委員個別に検証作業を随時行っていただき、12 月 17 日に真田会長から知事に検証結果の報告をいただいた。

(2) 検証作業における主な論点

【論点 1】

旅費について、現在の旅費システムでは、別の部署（総務ワークステーション）で確認をして、職員個人の口座に振り込まれるため、不正は難しいとしているが、過信してもよいか。

⇒ 今後、旅費支払いのチェックは、更に 2 次チェックをサンプリングで行っていく。

【論点2】

預金通帳の詳細な実態調査は、どこまで判明ができるか。

⇒ 現状では、入金原資・通帳の性格・出金先及び用途について、究明が非常に厳しい状況である。

その場合、出金の用途については、不適正の出現率を用いるなどの検討を行う。

また、公表に際しては、現在高のみではなく、金額の出入りの量的な記載を併せて行う。

【論点3】

納品確認について、牽制効果の高い検収部門等で検収を行うほうが再発防止につながるはずだがどうか。

⇒ 効率性、適正性を勘案して検討する。

【論点4】

県立学校の調査の不突合の率が高くなっているが、理由は何か。また、提出しなかった業者に再度依頼し、例えば1割程度の抽出調査等は出来ないのか。

⇒ 協力依頼を再三行ってきたが、支出額が多い業者の帳簿が提出されなかった。業者からは、学校数が多いため、一部を抽出というのも手間がかかりすぎてしまうという回答を得ている。

コンプライアンス推進のための今後の取り組み

1 趣 旨

不適正経理問題発生の主な原因は、コンプライアンス意識の欠如であり、今後県政運営を行うにあたっては、経理処理を含め、法令に基づく事務事業の執行全般にわたる「リーガル・リスク・マネジメント」を充実し、コンプライアンス（法令遵守等）意識を高めていく必要がある。

*リーガル・リスク・マネジメント：法令違反のリスクを事前に把握して回避する（予防法務）とともに、リスクが顕在化した場合の対処のための取組

2 取り組み

(1) 基本指針、推進計画、チェックリストの策定及び監察の実施 【71 ページ】

- ①コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画の策定
- ②チェックリストの作成、自己点検の実施
- ③監察（経理に関する特別監察、コンプライアンス監察）の実施
（上記内容を段階的に実施）

(2) 公益通報制度（内部通報）の充実 【72 ページ】

- ①通報事案への対応を外部から検証及び助言
- ②外部の通報相談窓口（外部調査員）を外部委員が担当

3 組織体制 【75 ページ】

- (1) コンプライアンス委員会を設置 【76 ページ】
- (2) コンプライアンス推進本部を設置 【77 ページ】

基本指針、推進計画、チェックリストの策定及び監察の実施

1 基本指針

県のコンプライアンスを推進していくにあたっての基本となる考え方を取りまとめた指針を策定する。

(例) ①職員の行動規範、②推進体制 等

2 推進計画

基本指針に基づき県のコンプライアンスの向上を着実に推進していくため、当該年度に実施する具体的な取り組みを盛り込んだ推進計画を策定し、実施する。

(例) ①監察、②職員研修 等

3 チェックリスト・自己点検

(1) チェックリストの作成

各所属が法令に基づく事務事業（経理処理を除く）の執行にあたっての法的課題を抽出し、法令違反を回避するための「予防法務」的視点を取り入れた簡潔なチェックリストを作成する。

(2) 自己点検の実施

各所属は、適正な事務事業の執行が行われているか、作成したチェックリストを基に自ら点検を行う。

4 監察

(1) 経理に関する特別監察

毎年度、当該年度の全ての費目を対象とした特別監察を随時実施する。

万が一、不適正な経理処理が発覚した場合には、過去に遡って徹底的に調査を行う。

(2) コンプライアンス監察（上記（1）を除く）

毎年度、適正な事務事業の執行を確保するため、チェックリストを基に抽出によるコンプライアンス監察を随時実施する。

【上記取組を段階的に実施する】

23年度

	22年度	(3) 監察の実施
21年度	(2) チェックリストの作成、自己点検	
(1) 基本指針、推進計画の策定及び実施		

公益通報制度（内部通報）の充実

外部有識者で構成する「コンプライアンス委員会」が、公益通報制度（内部通報）も担当し、内部通報制度の充実強化を図る。

- 1 コンプライアンス委員会が、通報事案への対応について、客観的かつ専門的な視点で検証及び助言する。
- 2 コンプライアンス委員会の委員が、外部の通報相談窓口（外部調査員）機能も担当する。
- 3 通報の手段を拡充（メール、FAX、電話、郵便、面談）する。

	現 行	今 後
① 通報事案に係る 対応の検証及び助言	特になし	<u>コンプライアンス委員会</u> <u>で検証及び助言</u> 【検証事項】 通報案件 の処理全般 「下記処理フロー参照」
②外部の通報相談 窓口（外部調査員）	1名 弁護士 1名	<u>4名</u> （各委員） 弁護士 3名 公認会計士 1名

（参考）通報案件の処理フロー

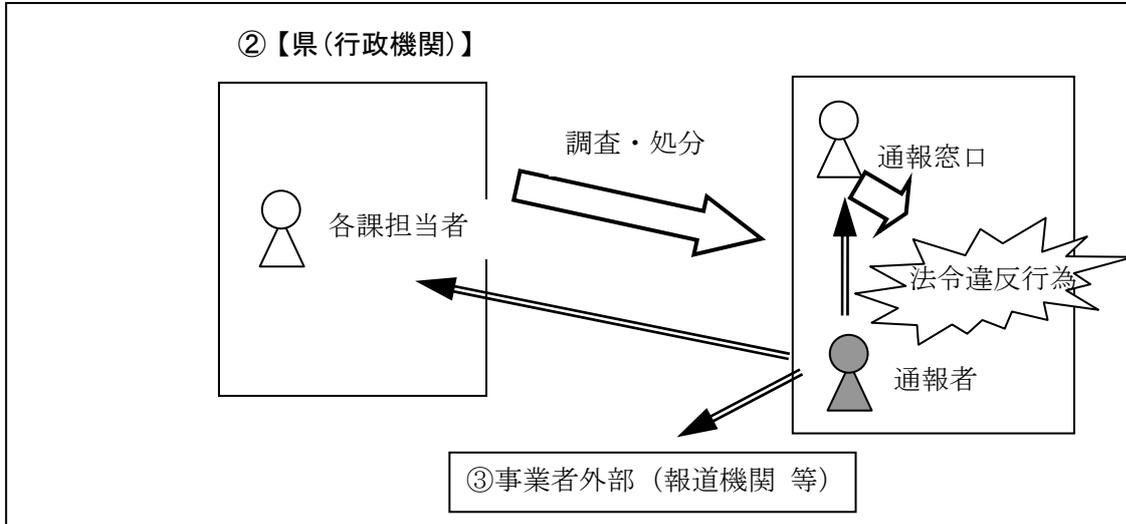
- ・ 通報対象事案の発生
- ・ 通報相談窓口受付（メール、FAX、電話、郵便、面談）
- ・ 通報の到達、受理
- ・ 調査の実施、終了
- ・ 是正措置、再発防止策
- ・ 通報処理の終了
- ・ フォローアップ

（その都度、通報者に通知）

公益通報と内部通報について

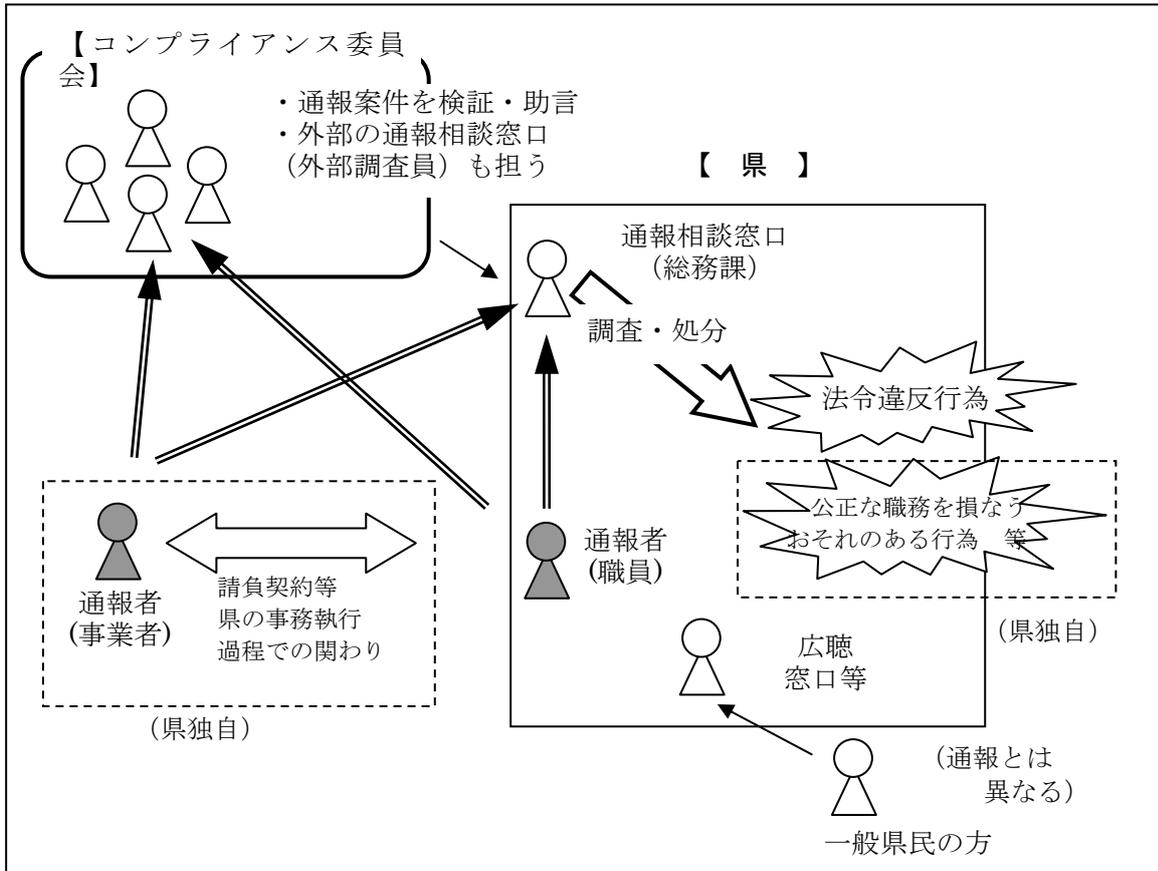
1 「公益通報」

公益通報者保護法における通報先①事業者内部、②行政機関、③事業者外部のうち、県が処分等の権限を有する「②行政機関」として外部の一般労働者からの通報を受付ける場合

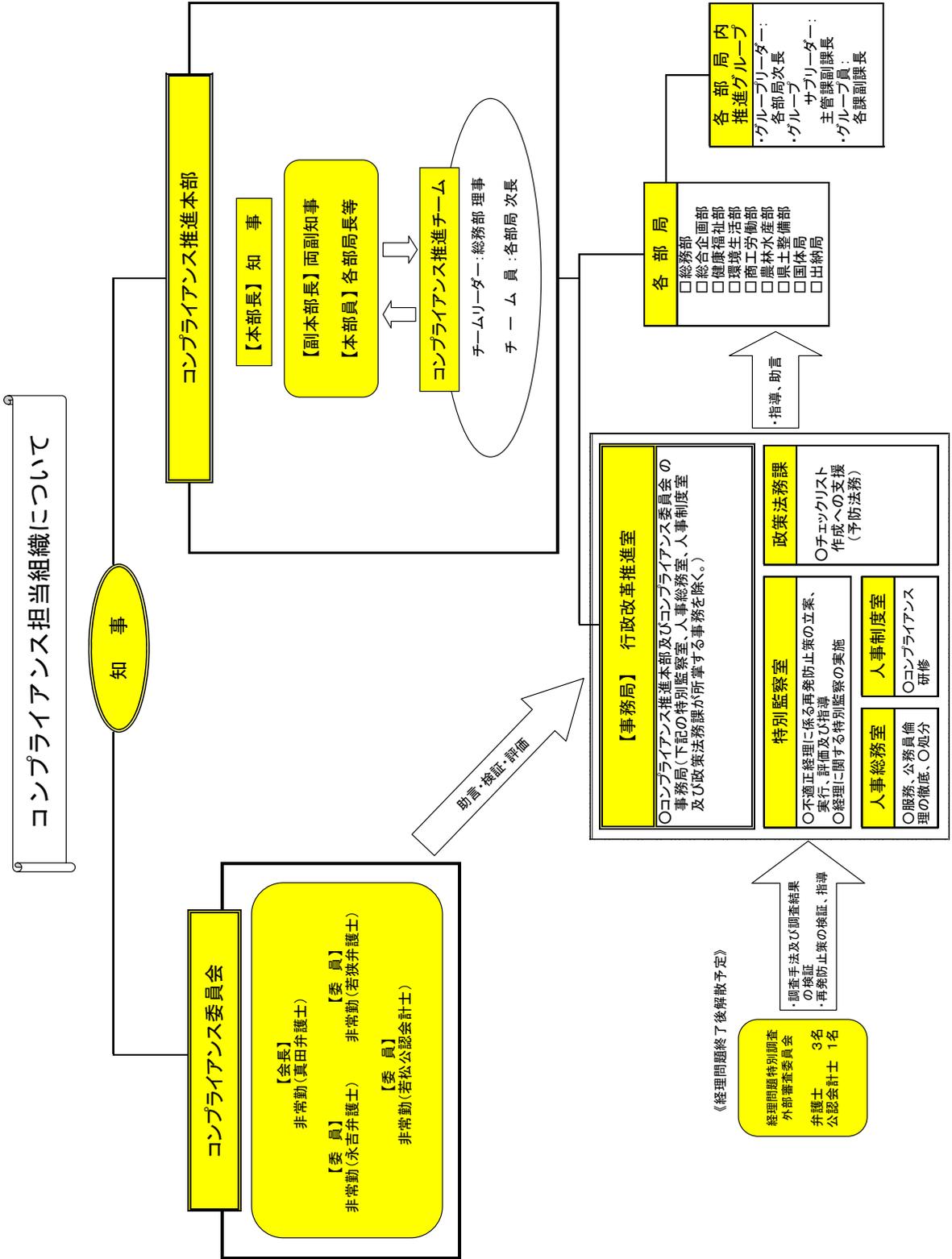


2 いわゆる「内部通報」

職員等※が、上記「公益通報」における通報先の1つである「①事業者内部（千葉県）」へ通報者として通報を行なう場合



※ 職員のほか、県が請負契約その他の契約を締結している事業に従事する者、指定管理者が行う県の施設の管理業務に従事する者、県を役務の提供先とする派遣労働者等を含む

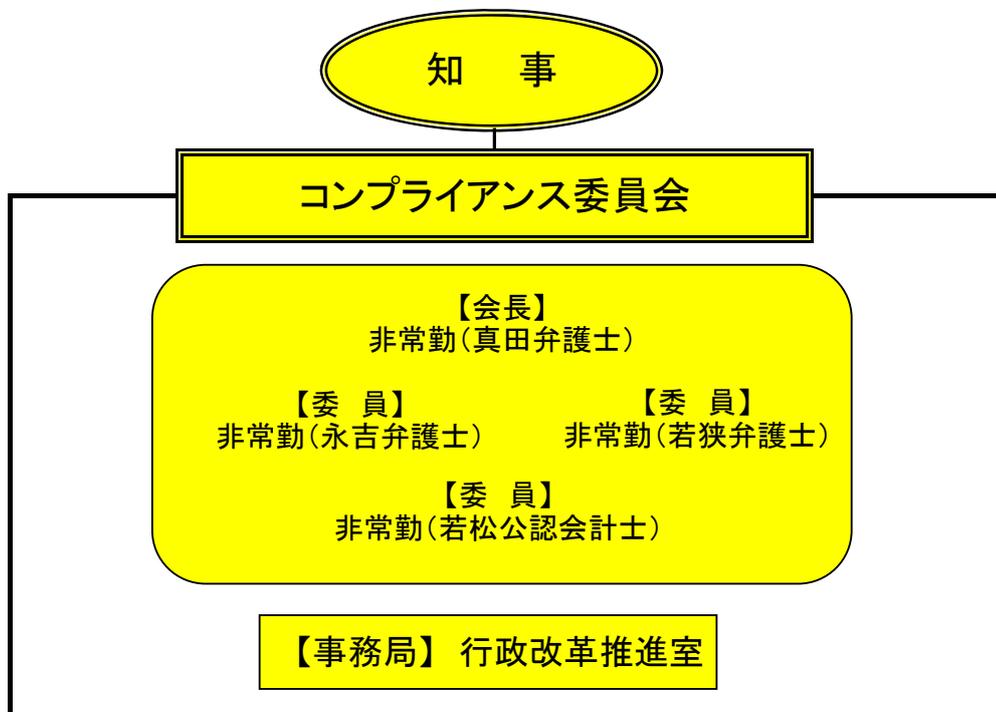


コンプライアンス委員会について

千葉県庁のコンプライアンス（法令遵守等）を推進するにあたって、客観的かつ専門的な視点を活かすため、外部有識者により構成する組織

- 1 体制
会長及び委員 外部有識者 4名
(弁護士 3名、公認会計士 1名)
- 2 所掌事務
 - (1) 公益通報（内部通報）事案への対応の検証及び助言、並びに通報相談
 - (2) コンプライアンス基本指針及びコンプライアンス推進計画策定にあたっての助言、並びに推進計画の実施状況の検証及び評価
 - (3) 各所属が作成するチェックリストの内容に関する検証及び修正の助言
 - (4) 監察（経理に関する特別監察及びコンプライアンス監察）の実施方法及び結果の検証、並びに是正措置及び再発防止策の助言
 - (5) その他コンプライアンスの推進に関すること

(注) 所掌事務については、段階的に実施する



コンプライアンス推進本部について

コンプライアンス委員会の助言等を受けながら、本県のコンプライアンス（法令遵守等）の徹底を全庁を挙げて取り組むため設置する、知事直轄のコンプライアンス推進組織

1 体制

(1) 推進本部

本部長	知事
副本部長	両副知事
本部員	各部局長等

(2) 推進チーム（実働部隊）

チームリーダー	総務部	理事
チーム員	各部局	次長

（*各部局内に別途次長をリーダーとする推進グループを設置）

2 所掌事務

(1) 経理問題関係

- ①不適正経理再発防止策の立案、実行、評価及び進行管理
- ②経理調査全般に係る進行管理

(2) コンプライアンス全般（経理問題関係を除く）

- ①法令違反事案が発生した場合の対応
- ②公益通報（内部、外部）があった場合の対応
- ③その他コンプライアンスの推進に関すること

(3) その他

他都道府県及び国等において、法令遵守違反事件が発生した場合の報告及び本県における対応

